

第5期中期目標期間（見込）業務実績報告書

（令和3年度～令和7年度）

令和7年6月

独立行政法人大学入試センター

【目 次】

○ 法人の概要.....	1		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置.....	5	3 給与水準の適正化.....	48
1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験	5	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画.....	51
（1） 共通テストの問題作成.....	6	1 期間全体に係る予算（人件費見積りを含む。）.....	52
（2） 共通テストの円滑な実施.....	9	2 期間全体に係る収支計画.....	52
（3） 共通テストの採点・成績提供.....	21	3 期間全体に係る資金計画.....	53
（4） 高等学校学習指導要領等への対応.....	23	4 計画的な収支計画の作成.....	55
2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究.....	28	5 施設・設備に関する計画.....	55
（1） 調査研究の在り方及び評価・公表.....	28	Ⅳ 短期借入金の限度額.....	57
（2） プロジェクト型研究の推進.....	30	Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に 関する計画.....	57
（3） 共通テストに関する調査研究.....	32	Ⅵ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の 重要な財産の譲渡又は担保に関する計画.....	57
（4） 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究.....	34	Ⅶ 剰余金の使途.....	57
（5） 試験情報の活用促進.....	38	Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項等.....	58
3 大学情報の提供等.....	39	1 積立金の使途.....	58
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置...	40	2 内部統制.....	59
1 組織体制.....	40	3 トップマネジメントの促進.....	62
（1） 組織体制の見直し及び円滑な業務運営のための関係機関との 連携協力.....	40	4 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ.....	63
2 業務運営.....	42	5 人材の確保・育成.....	64
（1） 固定的経費の削減.....	43	6 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化.....	67
（2） 効率的な試験場の活用、印刷経費等の見直し、デジタル化の 対応、各種会議への参加.....	45	7 情報の公開.....	69
（3） 業務別の予算と実績を管理する体制の構築.....	47		

(注)「項目別の状況」の「進捗状況」欄は、次の基準で記載。

- S：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期目標値が 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期目標値が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。
- A：中期目標管理法人の業績向上努力により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標の対中期目標値が 120%以上、又は定量的指標の対中期目標値が 100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合）。
- B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期目標値の 100%以上）。
- C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期目標値の 80%以上 100%未満）。
- D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期目標値の 80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅲ～Ⅶ 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅷ その他業務運営に関する重要事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価をせざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定し難い場合には、以下の要領で上記の評定に当てはめることも可能とする。

S：－

A：困難度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要

○法人の概要

1. 法人名

独立行政法人大学入試センター

2. 所在地

東京都目黒区駒場二丁目 19 番 23 号

3. 役員（令和 6 年 4 月 1 日現在）

理事長	山口 宏樹	令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
理事	西井 知紀	令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
監事	東 信彦	令和 3 年 9 月 1 日～令和 7 事業年度の 財務諸表承認日
監事（非常勤）	大隈 暁子	平成 28 年 4 月 1 日～令和 7 事業年度の 財務諸表承認日

4. 常勤職員（令和 6 年 4 月 1 日現在）

事務職員 102 人，教員 13 人

5. 資本金 11,592 百万円（令和 6 年 4 月 1 日現在）

6. 法人の目的（独立行政法人大学入試センター法 第 3 条）

独立行政法人大学入試センターは、大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）における教育の振興に資することを目的とする。

7. 業務内容（独立行政法人大学入試センター法 第 13 条）

- ① 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。
- ② 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。
- ③ 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。

8. 沿革

昭和 52 年 5 月 大学入試センター設置

昭和 54 年 1 月 第 1 回共通第 1 次学力試験実施

昭和 63 年 10 月 ハートシステム運用開始

平成 2 年 1 月 第 1 回大学入試センター試験実施

第 1 期 中期目標期間（平成 13 年度～平成 17 年度）

平成 13 年 4 月 独立行政法人大学入試センター設置

平成 15 年 8 月 第 1 回法科大学院適性試験実施

平成 18 年 1 月 英語リスニングテスト導入

第 2 期 中期目標期間（平成 18 年度～平成 22 年度）

平成 22 年 4 月 入学者選抜研究機構発足

平成 22 年 7 月 法科大学院適性試験終了

平成 23 年 3 月 ハートシステム廃止

第 3 期 中期目標期間（平成 23 年度～平成 27 年度）

平成 25 年 3 月 入学者選抜研究機構廃止

第 4 期 中期目標期間（平成 28 年度～令和 2 年度）

平成 28 年 6 月 新テスト実施企画本部を設置

平成 29 年 4 月 新テスト実施企画本部を廃止し新テスト実施企画部を設置

平成 30 年 4 月 新テスト実施企画部に情報システムグループを設置

平成 31 年 4 月 新テスト実施企画部に CBT グループを設置

令和 2 年 4 月 新テスト実施企画部及び入試研究推進課を廃止し試験企画
部及び試験企画課を設置

令和 3 年 1 月 第 1 回大学入学共通テスト実施

第 5 期 中期目標期間（令和 3 年度～令和 7 年度）

9. 設立根拠法

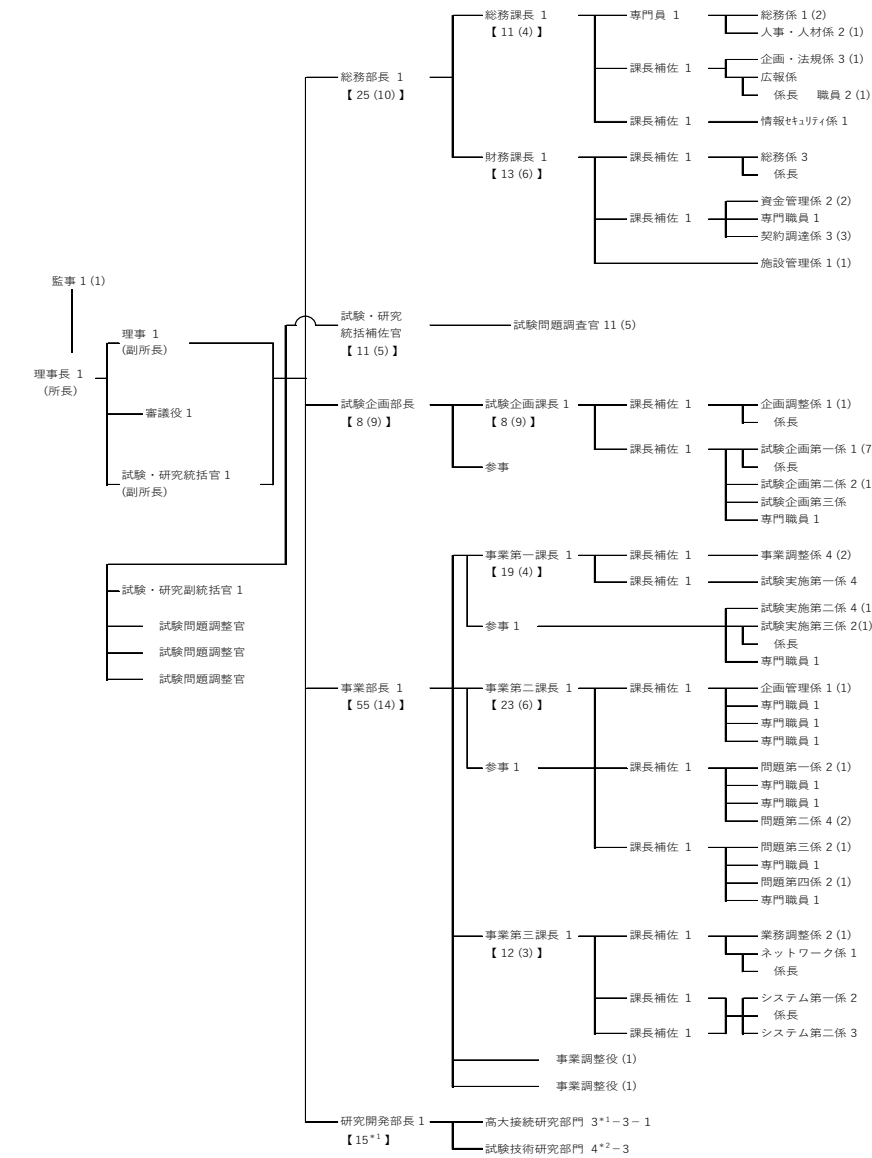
独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）

独立行政法人大学入試センター法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 166 号）

10. 主務大臣

文部科学大臣

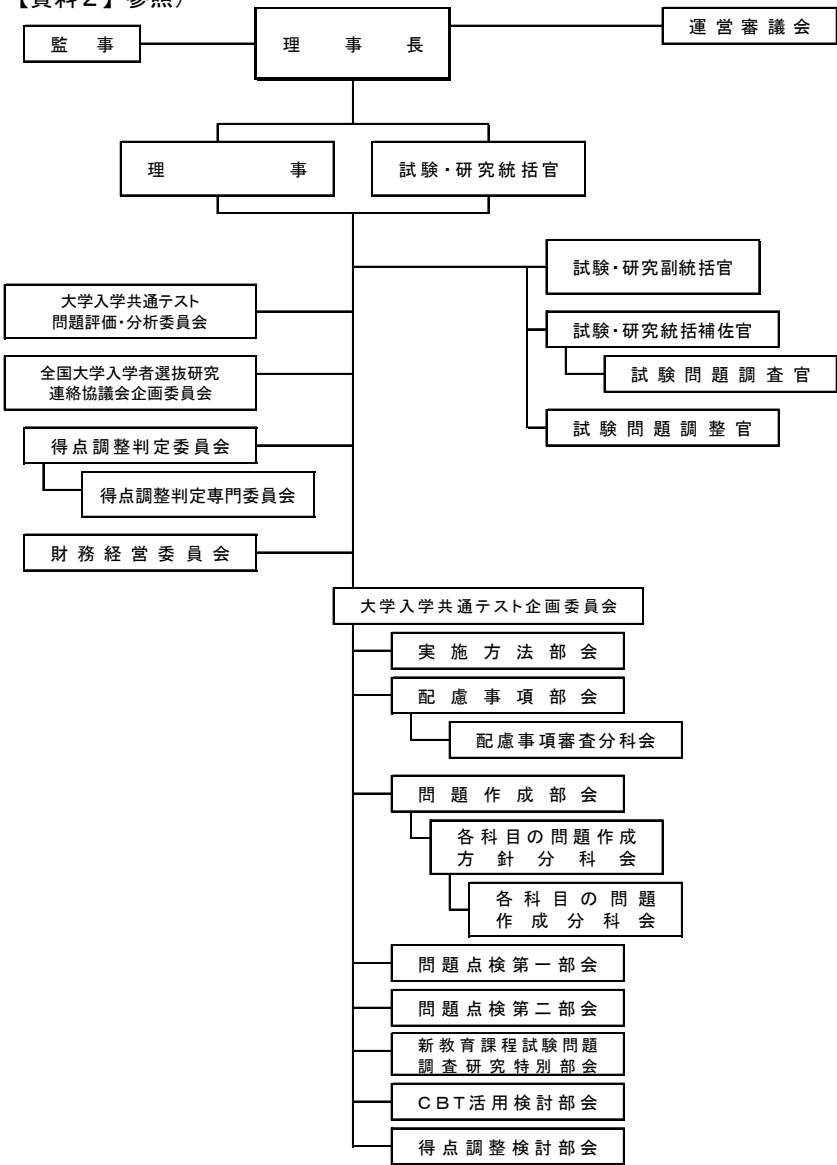
11. 機構図（令和6年4月1日現在）（資料編 p.1～3 【資料1】参照）



(注) 1. ()内は、外数で特定有期雇用職員、特定有期雇用非常勤職員及び非常勤職員を示す。
2. 研究開発部は、教授—准教授—助教の人数を示す。
3. *1は、試験・研究統括官1名を含む。*2は、研究開発部長1名を含む。
4. []内は、外数で委嘱を示す。
5. []内は、兼務を示す。
6. 育児休業者3名は機構図内の人数に含む。
7. 文部科学省行政実務研修生1名は機構図内に含めていない。

育児休業者【3】
文部科学省行政実務研修生【1】

12. 委員会等組織図（令和6年4月1日現在）（各種委員会の目的、構成は、資料編 p.4, 5 【資料2】参照）



項 目 別 の 状 況

中期目標	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験 共通テストは、センター法第13条第1項第1号の規定に基づき、多くの大学が入学選抜の一環として共同して実施するものであるが、これが全参加大学において円滑に実施されるために、センターでは一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施することが必要である。 また、共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、試験の実施に参加大学の意思がより適切に反映されるよう、試験に係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。 (1) 共通テストの問題作成 共通テストは、各大学に対し、大学入学志願者の大学で学ぶために必要な能力・適性等に関する信頼性の高い情報を提供することを目的とするものであることから、良質な問題を作成することが重要な使命であり、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する必要がある。 このため、試験問題の作成にあたる委員の業務量の適正化を図るとともに、秘密保持を徹底し、毎年の問題作成及び点検を厳格に行うとともに、試験問題に関する自己点検・評価、第三者評価を行い、適切な問題を作成する。 また、評価結果を公表するとともに、必要に応じて改善を図る。 (2) 共通テストの円滑な実施 共通テストは全国の大学において同一の期日（2日間）に同一の試験問題により行われるものであり、受験者にとって公平かつ公正に実施されることが必要である。このため、秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、参加大学に対する説明や各種マニュアルの配布を行うとともに、高等学校や受験者に対して受験案内等を配布するなど、試験の円滑な実施に必要な取組を行う。また、試験場や試験室の割り当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ効率的な活用を検討し、着実に実施する。さらに、共通テストの実施結果を踏まえ改善を図る。加えて、新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、受験者が安心し、かつ安定的に共通テストを継続していくための対策を講じるとともに、デジタル化への対応については、電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。 なお、障害のある者等に対して、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を踏まえ、能力・適性等に応じた進学の手続きをを広げる観点から公平に受験することができるよう、試験場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、適切な措置を講じる。 (3) 共通テストの採点・成績提供 共通テストの採点及び成績提供を着実に行うことにより、参加大学の多様なニーズに対応するとともに、受験者が自己の学習の成果を把握し、その後の学習上の参考とすることが可能となるよう、入学選抜の全体日程終了後に、希望する受験者本人に対し共通テストの成績を開示する。 (4) 高等学校学習指導要領等への対応 新学習指導要領に対応した共通テストの実施方法等について検討を行い、令和6年度より実施する。 なお、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な対応を行う。 【指標】
------	---

	- 試験問題に関する高等学校関係者による外部評価において 95%以上が良問であるとの評価を得る。（評定値による評価を導入した平成 15 年度試験から令和 2 年度試験まで 18 年間の実績の平均値：95%） - 共通テストを円滑に実施するため、オンライン等による、共通テスト実施上の注意点等の大学等への説明を実施し、説明資料に対する参加大学の視聴（閲覧）率を 100%とする。 【重要度：高】 共通テストについては、約 55 万人の大学入学志願者を対象に公平性・厳正性・信頼性を旨として実施する大規模な共通の試験であり、社会的な説明責任を果たしながら、高等学校段階の基礎的な学習の達成度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握するための問題を作成しつつ円滑かつ着実に試験を実施する必要があることに加え、新学習指導要領や、あり方検討会議など関連する会議における検討結果等を踏まえる必要があるため。 【困難度：高】 感染症等のリスクを踏まえ、実施準備に大きな影響を及ぼす事態が生じた場合にも適時適切に対応することができるよう、十分な対策を講じた上で共通テストを実施する必要があるため。
--	--

中期計画	進捗状況	実績（進捗状況の判断理由）
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	—	—
1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定し、大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的として大学が共同して実施する大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）に関し、問題作成、試験の実施、答案の採点・成績提供及びその他一括して処理することが適当な業務を滞りなく確実に実施するため、以下のことを円滑かつ適切に行う。 共通テストは、大学が共同して実施するものであることを踏まえ、実施主体である参加大学の役割を明確にするとともに、参加大学の意思がより適切に反映されるよう、必要に応じて共通テストに係る各種委員会等の運営方法等の見直しを行う。	A	1 第 5 期中期目標期間における大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の実施について、以下の(1)～(4)のとおり中期計画に沿って、計画的かつ着実に試験を実施した。 なお、共通テストは参加大学が共同して実施する試験であることを踏まえ、以下の取組を行い、参加大学が実施主体であることの認識を高めるとともに、参加大学の意見を翌年度の共通テストの実施要領などのマニュアルに反映させた。 ○実施主体である参加大学の役割について説明するための取組 - 大学入試センター（以下「センター」という。）主催の入試担当者連絡協議会等での説明 【令和 3 年度及び令和 4 年度】 ※令和 3 年度及び令和 4 年度については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催を見送り、参加大学専用の特設サイトにおいて、解説付きのスライド資料等を随時提供した。 【令和 5 年度】 - 令和 5 年度については情報提供の効果や費用面の合理性等を勘案し、同様に随時の資料提供を行った。 【令和 6 年度】 - 令和 6 年度については、令和 7 年 1 月実施の共通テスト（以下「令和 7 年度共通テスト」という。）から、令和 4 年度から年次進行で実施されている高等学校学習指導要領（平成 30 年告示。以下「新学習指導要領」という。）に対応した試験となること、経過措置としての旧教育課程に基づく科目を設定することから、実施方法にも変更点が多いことも踏まえ、説明事項を確実に伝達するため、入試担当者連絡協議会をオンラインにて開催した。 - 国や依頼のあった各大学関係団体等の会議での説明・資料提供 - 大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会、国立大学協会総会、国立大学入試担当課長連絡会議、各都道府県等の共通テスト実施に係る連絡会議にて説明。

		○参加大学の意思を反映するための取組 大学側の意思がより適切に反映されるよう、共通テストの実施方法等を審議する大学入学共通テスト企画委員会の一部委員を、国公立大学の各団体からの推薦により委嘱しており、共通テストの実施要項、受験案内、実施要領等のマニュアルについて審議を行った。また、共通テスト実施後は取組状況調査を実施し参加大学の意見を求め翌年度に実施する共通テストの各種マニュアルに反映させた。
(1) 共通テストの問題作成 高等学校学習指導要領に準拠した良質な共通テストの問題を作成するため、以下のことを行う。さらに、各教科・科目の特質に応じ、知識の理解の質を問う問題や思考力・判断力・表現力等を発揮して解くことが求められる問題を重視する。	A	(1) 共通テストの問題作成に当たっては、試験問題作成要領に基づき、以下の①・②のとおり中期計画に沿って計画的かつ着実に良質な試験問題を作成した。 試験問題の評価では、令和5年1月に実施した共通テストの「生物」を除いては、全ての出題科目（令和7年度共通テストからの出題範囲を含む。）において、高等学校関係者等を含む大学入学共通テスト問題評価・分析委員会から良問であるとの評価が得られた。
① 試験問題の作成に当たっては、試験問題作成の基準等を定める試験問題作成要領を整備し、試験問題の作成に当たる委員に対して周知徹底する。 その上で、試験問題の作成に当たる委員の業務量の適正化を図りつつ、秘密保持を徹底する。また、これまでの試験実施結果を踏まえ、毎年問題を作成し、試験問題の出題範囲、出題内容、記述、難易度、科目間の重複等の点検を厳格に行う。	B	①ー1 試験問題作成要領の整備 共通テストの目的・趣旨に沿った良質な試験問題を作成するため、各年度の大学入学共通テスト問題作成方針（以下「問題作成方針」という。）とともに、共通の試験問題作成の基準、作成上の留意事項等をまとめた「試験問題作成要領」（以下「作成要領」という。）を整備している。問題作成方針と作成要領については、各科目の問題作成分科会長会議（以下「問題作成分科会長会議」という。）及び各科目の問題作成分科会（以下「問題作成分科会」という。）において全委員に配付して説明を行うことにより周知徹底したほか、問題点検第一部会委員、問題点検第二部会委員及び各科目の問題作成方針分科会（以下「方針分科会」という。）の高等学校等関係者の委員に対しても問題作成方針と作成要領に基づき試験問題の点検・照合を行うよう周知した。 ①ー2 各種データベースの充実 試験問題を作成するための基礎資料となる以下のデータベースの充実を図り、必要なデータを容易に得られる体制を整備することで、試験問題作成を効率的に行い、委員の業務負担を軽減した。 ア 試験問題データベース 平成15年度から共通第1次学力試験（以下「共通1次試験」という。）、大学入試センター試験（以下「センター試験」という。）及び共通テストの試験問題をデータベース化しており、共通テストの試験問題を毎年度追加し、情報量の充実に図った。 イ 教科書データベース 平成9年度から高等学校及び中学校の教科書の掲載内容等をデータベース化しており、令和4～6各年度において新規発行分の高等学校の教科書データを追加し、引き続き維持・管理することにより委員の業務負担を軽減した。 ウ 国語出典情報データベース 平成18年度から共通1次試験、センター試験、共通テスト及び各大学試験問題の素材文の出典情報をデータベース化しており、各年度の大学入学者選抜における試験問題（現代文、古文、漢文）及び共通テストについてデータを毎年度追加し、情報量の充実に図った。 ①ー3 秘密保持 試験問題に関する情報管理について、以下のことを実施し、情報が外部に流出しないよう秘密保持の徹底を図った。 ・ 試験問題作成委員等氏名を問題作成に関与した試験が実施される日の属する年度の末日まで秘匿。 ・ 試験問題作成委員が作題の基礎となる資料を持ち込む場合、令和5年度まではセンターが貸与するセキュリティ機能

付の記録媒体の使用を義務づけていたが、令和6年度からはセキュリティをより強固なものとするため、「独立行政法
人大学入試センターサイバーセキュリティ対策基準」に基づき、ISMAP等クラウドサービスリストのうちから、センター
が選定したクラウドサービスの利用に変更。

- ・ 試験問題作成委員等全員に対し、試験問題の秘密保持についての周知を徹底。
- ・ 入退室管理システムを使用し、試験問題作成エリアへの関係者以外の立ち入り規制を徹底。
- ・ 試験問題作成委員等全員に対し、個人所有パソコン等の試験問題作成エリア内への持込みを規制するための、私物保
管用ロッカーを利用することの周知を徹底。
- ・ 試験問題に係るデータ管理を強固なものとするため、専用サーバによる部会用電子計算機システムを使用するととも
に、専用サーバ室の生体認証による入退室管理を行うなど、厳格な管理体制の徹底。

①－４ 試験問題の作成

試験問題作成は、以下のとおり、多くの委員によって十分な時間をかけて作成するとともに、問題作成分科会長会議で問
題作成及び点検の際に特に留意する事項を説明し、様々な観点から点検、照合するなど厳格に行った。

なお、令和7年度共通テストでは、令和4年度から年次進んで実施されている新学習指導要領に対応した試験問題及び
経過措置としての旧教育課程による試験問題を作成するために、例年より多くの委員を委嘱した上で問題作成を行った。

問題作成分科会（資料編 p. 6【資料3】参照）

〔委 員〕国公立大学等の教員 22～29 分科会 458～707 人（各部会 6～52 人）

〔役 割〕本・追試験用 6 教科 30 科目～7 教科 38 科目（令和7年度共通テスト・旧教育課程科目を含む。）の試験問
題を、問題作成方針に基づき、過去のセンター試験及び共通テストと試行調査（プレテスト）の実施結果を
踏まえ、出題範囲、出題内容、表現、難易度等について十分に討議し、約2年間で作成。

また、一部の教科・科目では、出題内容の重複や一方の科目の試験問題に他の科目の解答が記述されるこ
とがないよう、各教科・科目間の調整会議を年3回開催した。

〔開催回数〕分科会ごとに年間 8～34 回（延べ 332～566 回、1,153～1,784 日）

①－５ 試験問題の点検

以下の委員会等を設置し、問題作成分科会が作成した試験問題を様々な観点から点検した。問題点検第一部会では、過去
のセンター試験及び共通テストの問題作成経験者等に委員を委嘱しており、問題作成経験者としての知見を活かし、問題
の構成、内容等の点検を行った。問題点検第二部会では、問題の形式、表現、科目間の整合性等総合的な点検を行ったほか、
複数の科目における記述の重複等から解答が相互に推測されないよう重複点検に特化した点検日を設けるとともに、電子
ツールの検索機能を活用し効率的かつ確実な重複点検を行った。また、方針分科会の高等学校関係者の委員は、高等学校
教育の立場から、問題の難易度、出題範囲等の点検を行った。

なお、点検に当たっては、これらの委員会が効果的に点検を行えるよう、センターから問題作成における現状や点検の視
点等について説明を行った。

ア 問題点検第一部会（資料編 p. 7【資料4】参照）

〔委 員〕問題作成部会及び教科科目第一委員会委員の経験者又は学識経験者等
19～20 部会 148～164 人（各部会 3～14 人）

〔役 割〕問題の構成、内容、解答及び用字用語等を点検

〔開催回数〕分科会ごとに年間 1～8 回（延べ 66～82 回、228～289 日）

イ 問題点検第二部会

〔委 員〕国公立大学等の教員及び学識経験者 26～30 人

〔役 割〕問題の形式、表現及び各科目間の整合性、重複等について総合的に点検。

〔開催回数〕年間6回（7～21日）

ウ 問題作成方針分科会の高等学校等関係者

〔委員〕高等学校等関係者 57～83人

〔役割〕問題の難易度及び出題範囲について、高等学校教育の立場から点検。

〔開催回数〕分科会ごと年間2回（延べ111～129日）

①ー6 各年度共通テスト問題に関する実施結果

ア 各教科・科目別平均点等（本試験）の状況（資料編 p. 8【資料5】参照）

イ 得点調整対象科目間における平均点差

得点調整は、本試験において、地理歴史、公民、理科の各教科の得点調整対象科目間で、以下が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認める場合に行うこととしている。ただし、受験者数が1万人未満の科目は得点調整の対象としていない（令和7年度共通テストの「情報」「旧情報」を除く。）。

〔令和6年度共通テストまで〕

20点以上の平均点差が生じた場合

〔令和7年度共通テストから〕

・20点以上の平均点差が生じた場合

・15点差以上の平均点差が生じ、かつ、段階表示の区分点差が20点以上生じた場合

第5期中期目標期間中に実施した共通テストにおいては、令和5年度共通テストで得点調整を実施した。

（令和5年度共通テスト・得点調整前の結果）

教科		最 高		最 低		点 差
地理歴史		地理B	60.46点	世界史B	58.43点	2.03点
公 民		現代社会	59.46点	政治・経済	50.96点	8.50点
理科	理 科 ②※	物理	63.39点	生物	39.74点	23.65点

※ 調整後の得点については、資料編 p. 8【資料5】参照）

ウ 問題訂正

各年度の共通テストの問題訂正等は以下のとおり

	令和4年度共通テスト		令和5年度共通テスト		令和6年度共通テスト		令和7年度共通テスト	
	本試験	追試験	本試験	追試験	本試験	追試験	本試験	追試験
問題訂正	3件	4件	5件	5件	2件	4件	8件	6件
補足説明	－	1件	2件	1件	1件	1件	1件	－
正解訂正	－	－	1件	－	－	－	－	－

② 共通テスト実施後、試験問題に関して高等学校関係者による外部評価及び自己点検・評価を行い、それぞれ95%以上が良問であるとの評価を得られるようにする。また、評価結果については、ホームページで

A

②ー1 共通テスト問題の評価（資料編 p. 9～11【資料6】、【資料7】参照）

問題評価・分析委員会の各分科会（「外部評価分科会」及び「自己点検・評価分科会」）により、試験問題について、出題科目ごとに①出題のねらい、②出題範囲、③思考力、④出題内容、⑤問題構成、⑥表現・用語、⑦難易度、⑧得点（令和6年度からは①出題のねらい、②出題範囲、③題材、④問題の場面設定、⑤問題構成、⑥表現・用語、⑦難易度、⑧得点のちらばりの8項目）のちらばりの8項目について4段階評価で項目別評価を行った結果、令和4年度共通テストから令和7年度共通テストにおいてそのほとんどが評定値4（適切な問題）又は3（ある程度適切）であり、出題科目ごとの総合評価

公開するとともに、その評価結果を次年度以降の問題作成に反映する。		(平均)において良問であるとの評価を得た割合は、次表のとおり、各年度とも中期計画の目標値である 95%を超えた。 <table><tr><td></td><td></td><td>外部評価分科会</td><td>自己点検・評価分科会</td><td>摘要</td></tr><tr><td rowspan="4">良問であるとの評価</td><td>令和4年度共通テスト</td><td>対象 31 科目 全て (100%)</td><td>対象 31 科目全て (100%)</td><td></td></tr><tr><td>令和5年度共通テスト</td><td>対象31科目中30科目 (96.8%)</td><td>対象 31 科目全て (100%)</td><td>「生物」について、外部評価分科会における総合評価で2 (あまり適切ではない) となった</td></tr><tr><td>令和6年度共通テスト</td><td>対象 31 科目全て (100%)</td><td>対象 31 科目全て (100%)</td><td></td></tr><tr><td>令和7年度共通テスト</td><td>対象 37 科目・7 出題範囲全て(100%)</td><td>対象 37 科目・7 出題範囲 全 て (100%)</td><td></td></tr></table> ※¹ 令和4年度試験から令和6年度試験における評価の対象科目は、『英語(リスニング)』も1科目として数えている。 ※² 令和7年度試験における評価の対象は、『英語(リスニング)』を1科目として数え、『地理総合／歴史総合／公共』及び『物理基礎／化学基礎／生物基礎／地学基礎』については出題範囲ごとに評価しているため、37 科目・7 出題範囲としている。 また、教育研究団体からは、高等学校学習指導要領の目標や範囲に沿った、教科書の内容・範囲を踏まえた基礎的・基本的な問題であったとの評価を受けた。 外部評価分科会及び教育研究団体並びに外部から寄せられた意見・評価等については、各年度の「問題評価・分析委員会報告書」において各問題作成部会の見解とともに記して、次年度以降の問題作成の参考にした。 ア 外部評価分科会 〔委 員〕 高等学校関係者等 74～79 人 〔役 割〕 学校教育に携わる専門的立場からの外部評価。 イ 自己点検・評価分科会 〔委 員〕 試験問題作成委員 42～63 人 〔役 割〕 外部評価分科会の評価、16～19 関係教育研究団体の評価を踏まえた自己点検・評価。 ②－2 問題評価・分析委員会報告書 「問題評価・分析委員会報告書（本、追・再試験）」を作成し、毎年6月にウェブサイト等で公表した。			外部評価分科会	自己点検・評価分科会	摘要	良問であるとの評価	令和4年度共通テスト	対象 31 科目 全て (100%)	対象 31 科目全て (100%)		令和5年度共通テスト	対象31科目中30科目 (96.8%)	対象 31 科目全て (100%)	「生物」について、外部評価分科会における総合評価で2 (あまり適切ではない) となった	令和6年度共通テスト	対象 31 科目全て (100%)	対象 31 科目全て (100%)		令和7年度共通テスト	対象 37 科目・7 出題範囲全て(100%)	対象 37 科目・7 出題範囲 全 て (100%)	
		外部評価分科会	自己点検・評価分科会	摘要																				
良問であるとの評価	令和4年度共通テスト	対象 31 科目 全て (100%)	対象 31 科目全て (100%)																					
	令和5年度共通テスト	対象31科目中30科目 (96.8%)	対象 31 科目全て (100%)	「生物」について、外部評価分科会における総合評価で2 (あまり適切ではない) となった																				
	令和6年度共通テスト	対象 31 科目全て (100%)	対象 31 科目全て (100%)																					
	令和7年度共通テスト	対象 37 科目・7 出題範囲全て(100%)	対象 37 科目・7 出題範囲 全 て (100%)																					
(2) 共通テストの円滑な実施 共通テストに参加する国立、公立、私立の各大学等との緊密な連携により、同一の期日に同一の試験問題により行われる共通テストの円滑な実施や、受験者が安心し、安定的に共通テストを実施していくための対策、デジタル化への対応のため、以下のことを行う。また、試験の実施結果を踏まえて次年度以降の試験の実施方法を改善す	A	(2) 第5期中期目標期間中における特記事項に示す事象が生じたものの、以下のとおり、中期計画に沿って計画的かつ着実に共通テストを実施した。 ○ 共通テスト実施状況の推移 <table><tr><td></td><td></td><td>令和4年度共通テスト</td><td>令和5年度共通テスト</td><td>令和6年度共通テスト</td><td>令和7年度共通テスト</td></tr><tr><td rowspan="2">1 試験日</td><td>本試験</td><td>1月15日・16日</td><td>1月14日・15日</td><td>1月13日・14日</td><td>1月18日・19日</td></tr><tr><td>追・再試験</td><td>1月29日・30日</td><td>1月28日・29日</td><td>1月27日・28日</td><td>1月25日・26日</td></tr></table>			令和4年度共通テスト	令和5年度共通テスト	令和6年度共通テスト	令和7年度共通テスト	1 試験日	本試験	1月15日・16日	1月14日・15日	1月13日・14日	1月18日・19日	追・再試験	1月29日・30日	1月28日・29日	1月27日・28日	1月25日・26日					
		令和4年度共通テスト	令和5年度共通テスト	令和6年度共通テスト	令和7年度共通テスト																			
1 試験日	本試験	1月15日・16日	1月14日・15日	1月13日・14日	1月18日・19日																			
	追・再試験	1月29日・30日	1月28日・29日	1月27日・28日	1月25日・26日																			

る。

2 参加大学数	大学	864 大学	870 大学	864 大学	838 大学
	短期大学	149 大学	151 大学	147 大学	129 大学
3 志願者数		530,367 人	512,581 人	491,914 人	495,171 人
4 受験者数		488,384 人	474,051 人	457,608 人	462,066 人
5 現役志願率		45.1%	45.1%	45.2%	45.5%
6 成績提供件数		1,532,350 件	1,492,101 件	1,494,434 件	1,638,140 件
7 追試験許可者数		1,660 人	3,893 人	1,629 人	992 人
8 追試験受験者数		1,354 人	3,445 人	1,429 人	866 人
9 再試験対象者数		215 人	393 人	50 人	163 人
10 再試験受験者数		183 人	27 人	6 人	12 人

○ 共通テスト当日の試験開始時刻の繰り下げ及び再試験

ア 試験開始時刻の繰り下げ（交通機関の遅延又は事故等によるもの）

	令和4年度共通テスト	令和5年度共通テスト	令和6年度共通テスト	令和7年度共通テスト
実施大学・試験場数	37 大学 37 試験場	14 大学 14 試験場	9 大学 9 試験場	11 大学 12 試験場

イ 再試験の実施（正規の試験時間を確保しなかったことや、監督者等の対応誤り等によるもの）

	令和4年度共通テスト	令和5年度共通テスト	令和6年度共通テスト	令和7年度共通テスト
実施大学・試験場数	3 大学 3 試験場	6 大学 6 試験場	4 大学 4 試験場	4 大学 4 試験場
受験者数	183 人	27 人	6 人	12 人

○ 東日本大震災による被災志願者への対応

東日本大震災の復興状況に鑑み、被災者等が自宅の全半壊や主たる家計支持者を亡くしたことなどにより大学進学を断念しないように、検定料及び成績通知手数料について申請に基づき免除した。

	令和4年度共通テスト	令和5年度共通テスト	令和6年度共通テスト	令和7年度共通テスト
申請者数	651 人	252 人	216 人	158 人
免除者数	625 人	245 人	208 人	153 人
免除総額	11,598 千円	4,574 千円	3,881 千円	2,861 千円

○ 利用者の利便性向上に向けた取組状況

受験票とともに配付する「受験上の注意」において、下記の注意点を掲載し、周知した。

- ・受験するに当たり特に気を付けるべき事項
- ・受験票を確認する際のポイント
- ・試験当日及び試験時間中の注意事項

このほか、以下を行った。

- ・試験当日に交通機関の遅延・運休があった場合、急病等となった場合やその他やむを得ない事由（事件に巻き込まれた場合や痴漢の被害にあった場合など）が生じた際の対応について、ウェブサイトのトップページに掲載し周知を図った。

- ・令和4年度共通テストで生じた不正行為事案（後述）を踏まえ、令和5年度共通テスト以降、リーフレットにおいて不正行為に関する注意事項や不正行為を行った場合の扱いを全受験者に周知した。
- ・令和7年度共通テストは新学習指導要領に対応した試験となり、出題教科・科目等の変更等に伴い出願方法、科目選択方法や解答方法に注意が必要であることから、これらを分かりやすく解説したリーフレットの作成・配付、志願者向け説明動画の公開、SNSによる情報発信の強化等効果的な周知に努めた。
- ・一部の教科・科目では、問題冊子の表紙の注意事項や解答用紙の様式などに変更があり、解答用紙の解答科目欄等のマーク誤りへの注意喚起を図るため、ウェブサイトには解答科目欄の不適切なマーク例を掲載した。また、問題冊子の表紙や解答用紙の様式等をセンターのウェブサイトに掲載するとともに、出願方法や試験当日の注意点について説明した志願者向けの説明動画を新・旧教育課程別に時期に合わせて作成し、公開した。

○ 業務の効率化についての取組状況

業務の効率化の観点から、出願受付や成績通知業務を民間に委託するとともに、共通テスト実施後に、各参加大学から意見・要望を聴取し、各種マニュアル等を見直すなど、参加大学と連携して業務改善に向けた取組を行った。

試験場・試験室の割当てについては、専用のウェブサイトにより試験場・試験室の登録及び割当て結果の確認・修正を行うなど、効率的に業務を行った。また、複数の試験場を仮想的に1試験場とみなすことによるスケールメリットを活かした試験場のグループ化を実施することにより、1試験場に特定の割当てパターンを集中させることが可能となり、試験の複雑化を回避し、効率的に試験場・試験室を活用した。

○ 受益者負担の妥当性・合理性

センターは、平成23年度から国からの運営費交付金が交付されない独立行政法人となっており、事業の効率化に努め、志願者から徴収する検定料及び共通テスト参加大学から徴収する成績提供手数料等の自己収入を主たる財源として試験業務を行っている。

○ 第5期中期目標期間中における特記事項

ア 令和4年度共通テスト及び令和5年度共通テストについては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で試験を実施した。（詳細は「④－1 新型コロナウイルス感染症等への対応」（p.16）のとおりの。）

イ 令和4年度共通テスト（本試験）においては以下の事象が生じた。

- ・東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で発生した事件

1月15日朝、受験者を含む3人が被害に遭う刺傷事件が発生したことを受けて、試験場を設定する東京大学に対し、実施要領のとおり引き続き試験場の警備体制の強化に努めるよう速やかに周知を行った。また、精神的動揺により受験できなかった者を追試験受験対象とし、4人を追試験で対応した。

- ・津波警報・津波注意報の発令

1月16日未明、太平洋側を中心にトンガ諸島の火山噴火による津波警報・津波注意報が発令されたことを受けて、試験場を設定する大学に対し、試験実施可能な大学については予定どおり試験を実施すること等を周知した。なお、津波警報等の影響で公共交通機関の遅延・運休により受験できなかった者を追試験受験対象とし、6人を追試験で対応した。また、試験中止とした1試験場181人については、再試験で対応した。

- ・試験時間中に電子機器類（スマートフォン）を使用した不正行為

受験者が試験時間中にスマートフォンを使用して試験問題を撮影し、あらかじめ解答を依頼していた外部の者に送信して解答を得た事案が発生したことから、当該受験者に対して不正行為として認定し、全ての教科・科目の成績を無効とした。

ウ 令和6年度共通テストについては、令和6年1月1日に能登半島地震が発生したことを受け、被災した受験者が本試験を予定通り受験できない場合の受験機会を確保するため、「令和6年能登半島地震に関する令和6年度大学入学共通

		テストにおける特例措置の実施について」を1月9日に公表した。(詳細は「④-3 令和6年能登半島地震への対応」(p.17)のとおり。) エ 令和7年度共通テストについては、新学習指導要領に対応した出題教科・科目となること、また、「地理歴史、公民」、「数学」、「情報」については、旧教育課程履修者のうち希望する者は、経過措置として旧教育課程科目を受験できることとした。これらに対応する試験の実施方法等は複雑になるため、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討を行い、主に次の事項について改訂・改善を図った。その結果、令和7年度共通テストで大きなトラブルもなく円滑に試験を実施することができた。 (ア) 受験案内等 ・ 内容や志願票、確認はがき、登録教科等訂正届及び受験票の各様式を新・旧教育課程に対応したものに変更。 ・ 特に注意が必要な点として、出願時の受験教科登録と試験当日の科目選択方法、「地理歴史、公民」「理科」を受験するに当たってのポイント及び解答用紙の様式等をリーフレットに記載。 (イ) 実施要領、監督要領等 ・ 「地理歴史、公民」において出願時に受験すると登録した教育課程を基に、試験室を新教育課程試験室、旧教育課程試験室、新旧混在試験室の三つに分類して割り当てることとしたほか、受験者への監督者の指示内容を試験室別に作成。 ・ 配付する問題冊子は新教育課程科目(2冊)と旧教育課程科目(2冊)に分け、それぞれの問題冊子の表紙の左上に「新」「旧」と記載した上で、それぞれをビニールでパッケージすることで、問題冊子の配付誤りを防止。 ・ 受験者が選択解答する科目がわかるよう、解答用紙の解答科目欄のマークに関する監督者の指示内容を丁寧に記載。 (ウ) 問題冊子、解答用紙の注意事項等 ・ 「地理歴史、公民」及び「理科」において、科目の選択方法や解答欄の誤りを防ぐため変更。 ・ 問題冊子の注意事項において、旧教育課程履修者に対する経過措置の実施に伴う科目選択の指示等を新・旧教育課程別に記載。
① 秘密保持に十分留意の上、大学の試験実施や試験問題の管理、輸送に関する方針を定め、各種マニュアルを整備するとともに、参加大学の関係者に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して説明資料等を提供し、周知徹底を行う。なお、同資料の閲覧率を100%とする。	A	①-1 共通テストの企画・立案 各年度の試験の実施結果や各参加大学からの意見・要望などを踏まえて、改善方策等を整理している。本中期目標期間においては、主に以下のような対応を行った。 ア 新型コロナウイルス感染症等への対応(令和4・5年度共通テスト) 文部科学省の試験実施に関するガイドラインに基づき、感染症の専門家の意見も踏まえ実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討した上で、各年度の「大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症対策等について」を策定し、実施方法及び各種マニュアルに反映した。 イ 試験時間中に電子機器類(スマートフォン)を使用した不正行為への対応(令和5年度共通テスト以後) 令和4年度共通テストにおいて、試験時間中に電子機器類を使用した不正行為事案が発生したことを踏まえ、令和4年2月に実施方法部会に情報通信の専門家を加えた「不正行為防止検討ワーキンググループ」を設置し、不正行為の未然防止に係る対応策等について多角的に検討を行い、同年6月10日に「大学入学共通テストにおける電子機器類を使用した不正行為の防止策について」を公表した。 各大学に対しては、不正行為事例等の情報や写真照合及び試験時間中の巡視の際に確認すべきポイントをマニュアル等で提供し、監督者等に周知徹底するよう依頼した。

また、受験者に対しても、不正行為に関する注意事項や不正行為を行った場合の扱い（受験した全ての教科・科目の成績を無効とすることなど）について、「受験案内」や「リーフレット」に記載し、周知を図るとともに、高等学校等に活用を促した。併せて、試験当日に、受験者の机上に貼る受験番号票による注意喚起を行った。

ウ 試験場等の安全対策（令和5年度共通テスト以後）

令和4年度共通テスト当日に、東京大学本郷地区キャンパス農正門前の路上で刺傷事件が発生したことやトンガ諸島の火山噴火による津波警報・津波注意報が発令されたことから、安全対策及び災害対策、不測の事態への対応について、文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」を踏まえ、各種マニュアルの見直しを行いつつ、各大学に対しては、試験場等の安全対策について、各試験場の状況に応じて、所轄の警察署と連携・協力に一層取り組むよう依頼した。

①-2 実施要領、監督要領、輸送要領の整備

共通テストは、同一の期日に同一の試験問題によって実施する全国規模の試験であることから、毎年度、各試験場において公平かつ円滑に試験が進められるよう、統一的な基準を示す実施要領・監督要領・輸送要領を整備し、適宜見直しを行っている。

見直しに際しては、前年度共通テストの実施結果や実施後の参加大学からの意見・要望を踏まえ、各要領のページ数等を考慮しつつ、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会等で検討した上で、各種マニュアルを改訂しており、令和7年度共通テストについては新学習指導要領に対応した実施方法について記載した。

①-3 大学・監督者への周知

以下のとおり、大学・監督者への周知徹底を図った。

ア 大学への説明資料の提供・入試担当者連絡協議会の開催

参加大学専用の特設サイトにより、参加大学の担当者に対して解説付きのスライド資料等を随時提供し、実施要領、監督要領、輸送要領、成績提供要領をもとに、各年度共通テストの実施方法の変更点等必要な事項を中心に試験実務等の具体的内容について周知を行った。

スライド資料については、各大学の担当者が分かりやすく、さらに学内関係者へ周知しやすいように、過去のトラブルや対応事例を精選し、関係者の理解を得るよう改善した。

また、各提供資料は、編集可能なファイル形式とし、各大学がダウンロードして学内の監督者説明会等で使用できるよう配慮した。

〔資料提供状況〕

事業年度	資料提供状況
令和3年度	- 資料の提供回数 9月：1回、11月：2回、12月：2回、1月：1回 - 対象大学数 864大学 - 各資料を確認した大学数 864大学（閲覧率100%）
令和4年度	- 資料の提供回数 9月：1回、11月：1回、12月：2回、1月：1回 - 対象大学数 870大学 - 各資料を確認した大学数 870大学（閲覧率100%）
令和5年度	- 資料の提供回数 9月：1回、11月：2回、12月：1回、1月：1回 - 対象大学数 864大学 - 各資料を確認した大学数 864大学（閲覧率100%）
令和6年度	- 資料の提供回数 8月：1回、9月：1回、10月：2回、11月：3回、12月：1回 - 対象大学数 838大学 - 各資料を確認した大学数 838大学（閲覧率100%）

※各資料の確認状況については、各参加大学にアンケート調査を実施している。

参加大学の担当者に対して「入試担当者連絡協議会」を以下のとおりオンラインにより開催し、新高等学校学習指導要領に対応した出題教科・科目となることや旧教育課程履修者に対して経過措置を行うことのほか、実施要領・監督要領・輸送要領・成績提供要領をもとに、令和7年度共通テストの実施方法の変更点を中心に試験実施業務等の具体的内容について周知するとともに協議を行った。

〔入試担当者連絡協議会開催状況〕

事業年度	令和7年度共通テスト
実施期日	9月12日、20日
参加大学数	※1,010大学

※ 両日参加している場合、重複を含む。

イ 監督者を始めとした試験実施関係者への周知徹底

各大学に対し、監督者等への監督業務及び担当業務を周知徹底するための監督者等説明会を開催し、全ての監督者等に以下を説明するよう要請した。また、監督者等説明会に出席できない者に対しては、説明会の別途開催や個別説明などを依頼した。

- ・ 共通テストは参加大学とセンターが協力して、共同で実施する試験であること
- ・ 前年度共通テストとの変更点
- ・ 各担当者の業務内容
- ・ 不正行為の取扱い
- ・ 不測の事態が発生した場合の対応方法等
- ・ 各業務において実施上のミスやトラブルが発生した場合、再試験の実施など受験者に多大な影響を与えるおそれがあること
- ・ 各要領の記載内容や試験実施に係る業務内容に関して、試験実施関係者以外に話したり、SNS等に投稿したりしないこと

さらに、監督業務を理解するための補助資料として、視覚的に容易に業務を理解できるよう、「監督業務解説ビデオ」、「英語リスニング監督者用演習ビデオ」を更新し、参加大学専用の特設サイトに掲載しダウンロードして活用できるようにした。

参加大学に対しても、関係教職員への留意点の周知徹底、英語リスニングの監督者等予行演習及びマニュアル整備を依頼した。

①ー4 試験問題等の適切な管理

以下のとおり、センター及び各実施大学において試験問題等の適切な管理を行うとともに、試験問題等の管理上のトラブルが発生した場合に適切に対処できるよう緊急時における連絡体制及びマニュアルの整備等を行った。

ア センターにおける管理

試験問題等を適切に管理するため、保管倉庫については、24時間機械警備を行うとともに厳格な入退手続を徹底した。

イ 各実施大学における管理

適正な試験問題の保管・管理体制を構築するため、各参加大学に対し、入試担当者連絡協議会における資料や輸送要領の概要説明を含めたスライド資料の提供を行い、試験問題等の保管・管理上の留意点、特に秘密の保持について周知徹底を図った。また、新たに試験場を設定する場合等は、当該大学に対し、試験問題等の保管・管理体制について調査票による調査を実施し、必要な助言を行った。

		①ー５ 試験問題等の適切な輸送 以下のとおり、センター及び各実施大学において試験問題等の適切な輸送を行うとともに、試験問題等の輸送上のトラブルが発生した場合に適切に対処できるよう緊急時における連絡体制及びマニュアルの整備等を行った。 ア センターから各実施大学に向けた輸送 センターは、輸送計画を立てた上で、輸送会社、警備会社を含めて入念な打合せを行い、３者の緊密な連携によって、試験問題等を適切に輸送した。 また、警察庁等に対し、文書や直接訪問により試験実施及び試験問題等の輸送時における警備協力を要請した。 イ 各実施大学から各試験場に向けた輸送 複数の試験場を設定する大学は、入試担当者連絡協議会における資料や各大学で輸送計画を策定し、各試験場への試験問題等の輸送を行った。 センターは、各参加大学に対し、解説付きのスライド資料の提供を行い、輸送に関する留意点、特に安全で確実な輸送体制の確保及び秘密の保持について周知徹底を図った。										
② 受験案内等を作成し受験者及び高等学校に配布するとともに、高等学校関係者に対して、インターネットを利用して解説資料等により、出願手続、受験上の留意点について周知徹底を行う。	B	②ー１ 受験案内の作成・配付 受験者及び高等学校関係者に対しては、共通テストの出願・受験等に必要な事項をまとめた「受験案内」を実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討の上で作成し、配付している。 令和４・５年度共通テスト「受験案内」では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う変更点が分かりやすく伝わるよう留意した。 令和６年度共通テスト「受験案内」では、新型コロナウイルス感染症対策に係る記載の削除や見直しを行うとともに、受験上の配慮を申請せずに使用できる所持品について新たに記載するなど、出願手続や受験に当たっての注意事項がより分かりやすく伝わるよう留意した。 令和７年度共通テスト「受験案内」では、新学習指導要領への対応に伴う変更点や旧教育課程履修者に対する経過措置について記載するとともに、出願手続や受験に当たっての注意事項が分かりやすく伝わるよう留意した。また、令和７年度共通テストの留意点等の周知を図るため、志願者向けの「リーフレット」を作成し、「受験案内」に同封して配付した。さらに、令和７年度共通テストの変更点や留意点に関する志願者向けの説明動画を新教育課程履修者用と旧教育課程履修者用それぞれ新たに作成し、ウェブサイトに掲載した。 【受験案内の配付実績】 <table><tr><td></td><td>令和４年度共通テスト</td><td>令和５年度共通テスト</td><td>令和６年度共通テスト</td><td>令和７年度共通テスト</td></tr><tr><td>配付部数</td><td>790,560 部</td><td>760,525 部</td><td>736,508 部</td><td>748,324 部</td></tr></table> ②ー２ 志願票等の取りまとめ依頼 高等学校等に在籍する卒業見込者の円滑な出願に資するため、卒業見込み者の志願票等は学校において取りまとめてセンターに提出するよう高等学校等に従前から協力を依頼している。 ②ー３ 高等学校関係者への周知 令和４～６年度共通テストにおいては、センターのウェブサイトにて出願及び受験上の留意点等についての説明動画資料を掲載して、教育委員会等を含む高等学校関係者に対して志願者が間違いなく出願できるよう指導を依頼するとともに、出願書類の取りまとめ等、共通テストの実施についての協力を要請した。 令和７年度共通テストにおいては、教育委員会等を含む高等学校関係者を対象とした「説明協議会」をオンラインで開催し、志願者が間違いなく出願できるよう指導を依頼するとともに、出願書類の取りまとめ等、共通テストの実施についての		令和４年度共通テスト	令和５年度共通テスト	令和６年度共通テスト	令和７年度共通テスト	配付部数	790,560 部	760,525 部	736,508 部	748,324 部
	令和４年度共通テスト	令和５年度共通テスト	令和６年度共通テスト	令和７年度共通テスト								
配付部数	790,560 部	760,525 部	736,508 部	748,324 部								

協力を要請した。開催に当たり、令和7年度共通テスト全般について事前に質問を受け付け、当日に説明と併せて回答した。このほか、協議会当日にも説明内容について質問を受け付け、協議会後にセンターのウェブサイト質問内容と回答を掲載した。

なお、協議会終了後は8月末までウェブサイト上で質問を受け付け、9月11日に質問内容と回答をウェブサイトに掲載した。また、説明協議会のスライド資料やアーカイブ動画について、参加者以外にも活用できるよう、センターのウェブサイトに掲載した。

〔説明協議会実施状況〕

	令和7年度共通テスト
実施期日	7月17日・23日
参加学校数	※2,844校

※ 両日参加している場合、重複を含む。

③ 試験場や試験室の割り当て方法等について、受験者の利便性等を考慮しつつ参加大学が設定する試験場等を効率的に活用する

B

③ 効率的な試験場の活用

試験場については、受験者の利便性も考慮しつつ、効率的に試験場を配置した。複数の試験場を仮想的に1試験場とみなす試験場のグループ化を実施しているが、経過措置としての旧教育課程科目を出題するにあたり、令和7年度共通テストでは新・旧教育課程を含めた割当パターンとし、1試験場に特定の割当パターンを集中させることで、効率的に試験場・試験室を活用した。各年度の試験場数は以下のとおりである。

(試験場数)

令和4年度共通テスト：674、令和5年度共通テスト：672、令和6年度共通テスト：663、令和7年度共通テスト：651

④ 新型コロナウイルス感染症等のリスクを踏まえ、必要な措置を講じる。

A

④ー1 新型コロナウイルス感染症等への対応

各試験年度における感染症等への対応は以下のとおり。

【令和4年度共通テスト】

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、本試験（令和4年1月15日、16日）の2週間後の1月29日、30日に追試験を実施した。また、追試験場を全都道府県（48試験場）に設定した。

イ 「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和3年6月4日付け大学入学者選抜協議会決定。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、共通テストの実施に当たっての新型コロナウイルス感染症対策等を定め、9月に公表し、各関係団体、大学・高等学校関係者等に通知した。また、受験者に対しては、受験票とともに送付する「受験上の注意」により、基本的な感染対策に加え、自主検温等の健康観察を試験の2週間前から実施することや、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、無理して受験せず追試験の受験を申請すること、試験場内では常にマスクを正しく着用する（鼻と口の両方を確実に覆う）こと、及び昼食時は他者との会話を控え、指定された時間に自席でとることなどを徹底した。

ウ オミクロン株への感染が確定した患者等の濃厚接触者の対応のため、「ガイドライン」が令和3年12月28日に改定されたことを受け、共通テストの実施に当たって、濃厚接触者が受験する場合の要件や試験場における別室の設定方法等について、新型コロナウイルス感染症対策等及び「受験上の注意」を改正し、センターのウェブサイトで公表するとともに、各関係団体、大学・高等学校関係者等に通知した。

エ 問題作成においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一部の委員入室人数の制限など予防対策を行った。

【令和5年度共通テスト】

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等にも対応できる選択肢を確保するため、本試験（令和5年1月14日、15日）の2週間後の1月28日、29日に追試験を実施した。また、追試験場を全都道府県（50試験場）に設定した。

新型コロナウイルス感染症等により、追試験受験許可者が過去最多の 3,893 人となったが、あらかじめ体制を整え、限られた期間内で適切に対応した。

イ 「令和 5 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和 4 年 6 月 3 日付け大学入学者選抜協議会決定。）を踏まえ、共通テストの実施に当たっての新型コロナウイルス感染症対策等を定め、9 月に公表し、各関係団体、大学・高等学校関係者等に通知した。また、受験者に対しては、受験票とともに送付する「受験上の注意」により、基本的な感染対策に加え、自主検温等の健康観察を試験の 1 週間前から実施することや、発熱・咳等の症状があるなど体調不良の場合は、無理して受験せず追試験の受験を申請することなどを徹底した。

ウ 問題作成においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一部の委員入室人数の制限など、引き続き予防対策を行った。

【令和 6 年度共通テスト】

ア 新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけられたことから、新型コロナウイルス感染症の影響が一部残るもの等を除きコロナ禍以前の対策に戻すことを基本とする文部科学省の方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策等については作成しないこととした。

ただし、実施時期における感染症の流行状況等を踏まえ、換気の確保や手洗い等の手指衛生励行など、感染症の特徴に応じた対策を講じるものとした。

イ 追試験場については、東日本地区は東京外国語大学、西日本地区は京都工芸繊維大学としていたが、リスク管理の一環として、追試験受験許可者数の状況を踏まえ、各地区の近隣の県に追加設定準備をすることとし、東日本地区に埼玉大学及び聖徳大学、西日本地区に大阪教育大学を追加で設定した。

【令和 7 年度共通テスト】

ア 「令和 7 年度大学入学者選抜実施要項」及び、実施時期における感染症の流行状況等を踏まえ、換気の確保や手洗い等の手指衛生励行など感染症の特徴に応じた対策を講じるものとした。

イ 追試験場については、東日本地区は東京農工大学及び東京外国語大学、西日本地区は大阪教育大学及び大阪大学としていたが、リスク管理の一環として、追試験受験許可者数が上記追試験場の収容数を超えた場合に備え、近隣府県に予備的な試験場を確保していたが、実際の受験許可者数を踏まえ、追加での試験場の設定はしなかった。

④ー 2 緊急対応用の試験問題

問題漏洩等の不測の事態に備えて緊急対応用試験問題を準備している。

④ー 3 令和 6 年能登半島地震への対応（令和 6 年度共通テスト）

令和 6 年 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震に関し、本試験を受験できない場合は追試験の受験申請を可能とする旨を記載した理事長メッセージを 1 月 3 日にウェブサイトに掲載した。

また、文部科学省とも連携をとりつつ、速やかに試験実施大学に対し調査を行い、本試験が問題なく実施できることを確認し、1 月 5 日に公表した。

このほか、令和 6 年能登半島地震により被災した受験者が、本試験を受験できない場合の受験機会を確保するため、「令和 6 年能登半島地震に関する令和 6 年度大学入学共通テストにおける特例措置の実施について」を 1 月 9 日に公表し、受験者、各関係団体、大学に通知した。特例措置で公表した主な内容は次のとおり。

ア 追試験場の追加設定

金沢大学角間キャンパスを新たに追試験場として設定。

イ 追試験場の指定

・ 石川県に本試験場を指定された者については、全ての追試験受験申請者を金沢大学角間キャンパスに指定。なお、金沢大学で受験することが困難な理由がある場合、東京外国語大学又は京都工芸繊維大学に変更可能。

		・ 石川県以外の都道府県に本試験場を指定された者については、本試験場の地区に基づき、東京外国語大学又は京都工芸繊維大学を指定するが、被災を理由に追試験受験申請をした者のうち、指定した追試験場での受験が困難な者は、金沢大学に変更可能。 ウ 追試験受験申請の方法等 ・ 石川県に本試験場を指定された者については、申請理由を問わず追試験受験申請時に必要な罹災証明書や医師の診断書等の証明書類の提出は不要。 ・ 石川県以外の都道府県に本試験場を指定された者で、今回の地震で被災するなど特別な事情があると認められる者については、罹災証明書等の証明書類の提出は不要。 エ その他 ・ 追試験受験申請期間（1月14日）までに、追試験の受験申請が困難な理由がある場合、追試験受験申請期間以降速やかにセンターまで申し出るよう周知。 ・ 被災により、受験票を紛失した場合でも共通テストは受験できることを周知するとともにウェブサイトでも掲載。
⑤ 電子出願等システムの導入に向けた準備を着実に進める。	B	⑤ 電子出願等システムについて 各事業年度における電子出願等システムの導入準備は以下のとおり。 【令和3年度】 調達に向けて決定すべき要件や既存システムとの連携方法を整理することを目的として、電子出願事業に精通した事業者に通テストへの電子出願導入の影響調査を委託し、データの運用フローや既存システムとの連携方法等について知見を深めた。 並行して、既に電子出願を導入している国公立大学教職員からのヒアリングを実施し、具体的な出願方法の検討や問題点の洗い出しを行った。 以上の結果を踏まえ、センター内外と調整を行い、調達内容及び基本的な要求要件を作成した。令和3年11月には資料提供招請を実施し、複数の事業者から資料の提供を受けた。その結果を踏まえ、意見招請に向けて、仕様策定委員会において仕様書の作成を行った。 【令和4年度】 文部科学省や大学団体、高校団体等の関係団体に対し、システム導入についての説明と意見交換を行った。関係団体からの意見を踏まえ課題の整理を行い、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会において必要な審議を行った。 また、システム開発業務について令和4年8月に入札公告を行い、12月に契約を締結し、システム開発を開始した。 【令和5年度】 引き続き電子出願システムの開発及び構築を進めるとともに、システムの導入に必要な調達を行った。 また、電子出願システムの導入後の成績請求に係る対応について、大学向けにオンライン説明会を開催（令和5年12月8日、13日の2回）し、情報提供及び意見交換を行った。 併せて、説明会を欠席した大学等を対象とした動画配信を行い、一層の周知を図った。 このほか電子出願システムの導入に伴う大学の個別試験への影響に関し、課題や対応方法について関係団体と意見交換しつつ調整を行った。 【令和6年度】 電子出願システムの基本的な機能は令和6年4月末に完成した。令和8年度共通テストからの電子出願システムの導入を目指し、関係団体や大学と意見交換や連携テスト等の調整を行いつつ、高校生等を対象とした操作検証も行った。主な事項は下記のとおり。また、それらの意見等を踏まえ、システムの改善や必要な開発等を行った。

		- 各大学の出願システムからセンターの電子出願システムに受験者情報を照会・取得する API (Application Programming Interface : ソフトウェアやプログラム、Web サービスの間をつなぐインタフェース) 方式について、各大学に導入に必要な情報提供及び意見交換を行うとともに、API 連携が円滑に行われることを検証するため、令和 6 年 12 月から連携テストを行った。 - 電子出願システムを利用することになる全国 11 の高等学校の 2 年生を対象に、実際に電子出願システムを操作してもらい、アンケート調査を行った。 このほか、令和 8 年度大学入学共通テストの出願手続きの電子化の予告について令和 6 年 9 月に、より詳細な情報を令和 7 年 3 月に公表、周知を図った。
⑥ 障害のある者等に対する受験上の配慮について、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）等を踏まえ、障害等の種類・程度に応じた試験時間の延長、出題・解答の方法、別室の確保等、試験会場となる大学の施設・設備等の状況を勘案しつつ、一人一人の申請をきめ細かに確認して適切に実施するとともに、更なる充実に努める。	B	⑥ 障害のある者等への受験上の配慮 共通テストにおいて実施している障害のある者等への受験上の配慮については、各大学における受験上の配慮に関する先進的な取組のモデルに資すべく、受験者一人一人の申請をきめ細かに確認して適切に実施した（資料編 p.12【資料 8】参照）。 また、障害のある者等が共通テストにおいて受験上の配慮を申請するための「受験上の配慮案内」（以下「配慮案内」という。）について、申請しやすいように、毎年見直しを行った。 「受験案内」、「配慮案内」の内容を視覚障害者等が音声読み上げソフトを使用して確認できるよう、画像データをウェブサイトに掲載する際、テキストデータを併せて掲載した。 各試験年度における受験上の配慮に係る改善状況は以下のとおり。 【令和 4 年度共通テスト】 「配慮案内」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、基礎疾患等があることにより感染症が重症化するリスクが高い志願者に向けて、別室や個室での受験を申請できることやその申請方法を分かりやすく記載したページを新設した。 「配慮案内」について、例年問合せや申請誤りの多い事項について、Q&A 形式で解説したページを新設した。 - 配慮事項について、肢体不自由のある受験者に対する配慮として、「チェック解答用紙 2 ページ分を 1 枚に印刷して配付」の配慮を初めて実施した（チェック解答用紙の枚数の多さにより、解答用紙をめくるなどの動作に困難が生じるため）。 【令和 5 年度共通テスト】 「配慮案内」について、例年問合せや申請誤りの多い事項について Q&A 形式で解説したページを、配慮事項についての項目と申請書類についての項目に分け、内容を充実させた。 - 視覚に障害がある受験者に対する配慮として、「問題冊子の表紙に大問数とページ数を表示」の配慮を初めて実施した（文字等の読み取りに時間を要することから、問題の分量の見通しをつけるため）。 - 肢体不自由のある受験者に対する配慮として、「受験者が視線入力装置で解答を選択し、意思疎通を行う介助者を介して、代筆者が解答をマーク」の配慮を初めて実施した（代筆解答を要する者で、受験者と代筆者の直接の意思疎通が困難なため）。 【令和 6 年度共通テスト】 - 従前の「配慮案内」では、希望する配慮事項について、主な事項のみ選択肢を設け、その他の事項は自由記述としていた。令和 6 年度共通テストでは、申請の多いその他の配慮事項も一覧表に整理するとともに、申請書の様式を見直し、一覧表から選択できるようにした。これにより、受験者が希望する配慮事項についてより分かりやすい案内ができたことに加え、受験者一人一人の申請をきめ細やかに確認できるように内容を充実させることができた。 22 ポイントの拡大文字問題冊子の文字の標準書体を、従前より要望のあった UD（ユニバーサルデザイン）フォントの

ゴシック体に変更した。

- ・聴覚に障害がある受験者に対する配慮として、「リスニングにおいて補聴援助システムを持参使用して音声を聴取」を初めて実施した。

【令和7年度共通テスト】

- ・「配慮案内」について、前年度の令和6年度共通テストにおいてその他の配慮事項を一覧化するなどの大幅な変更をしたことを踏まえ、配慮事項ごとの申請件数や申請者・大学等からの問合せ内容の分析を行い、それらを踏まえ記載事項やレイアウトの改善を進め、受験者一人一人の申請をきめ細かに確認できるよう更に内容を充実させることができた。
- ・令和7年度共通テストにおける新学習指導要領に基づく教育課程に対応した出題に伴い、文字・チェック解答用紙について、「地理歴史、公民」及び「理科」において、新たな選択科目・出題範囲に対応した上で、視覚的に判別しやすいデザインを検討し、改訂を行った。また、令和7年度共通テストから新たに追加された「情報」の取扱いについて検討を行い、「数学」「理科」と同様に文字・チェック解答の下書き用紙配付の対象とすることなどを決定、公表した。
- ・令和6年7月上旬の「配慮案内」の公表とともに、高等学校等関係者向けに「配慮案内」説明資料及び説明動画をウェブサイトに掲載して周知した。また、特別支援学校関係校長会に対し各特別支援学校への周知を依頼した。
- ・「受験案内」、「配慮案内」の内容を視覚障害者等が音声読み上げソフトを使用して確認できるよう、画像データをウェブサイトに掲載する際、テキストデータを併せて掲載した。
- ・文字・チェック解答用紙のイメージを「配慮案内」に掲載することに加え、解答枠を原寸大にしたイメージをウェブサイトに掲載した。
- ・障害のある受験者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努める観点から、以下の配慮を初めて実施した。

【視覚に障害がある受験者に対する配慮】

- ・下線部・傍線部を強調した問題冊子を作成の上、その冊子をPDF化したものをタブレットで閲覧
- ・点字解答において受験者が使用する点字器に個別に対応した解答用紙・下書き用紙の作成

受験上の配慮が必要な者の試験場・試験室の設定については、以下のとおり対応をした。

- ・受験上の配慮が必要な者が年々増加していることに鑑み、各大学に対して受験上の配慮が必要な者の積極的な受入れについて要請した。
- ・受験上の配慮が必要な者が年々増加していく中で、試験場大学の負担を軽減するために、受験上の配慮が必要な者の試験場・試験室をより効率よく指定できるよう作業体系を改善し、試験場・試験室数を最小限に設定することとした。

なお、各年度の共通テストにおける受験上の配慮許可者数及び受験上の配慮許可者数のうち、拡大文字問題冊子配付許可数内訳は以下のとおり。

【受験上の配慮許可者数】

障害区分	配慮事項	試験年度ごとの許可者数			
		令和4年度共通テスト	令和5年度共通テスト	令和6年度共通テスト	令和7年度共通テスト
視覚障害	点字解答（時間延長）、文字解答（時間延長）、その他（拡大鏡等の持参使用等）	115 人	102 人	130 人	124 人
聴覚障害	手話通訳、文書伝達、補聴器の装用等	537 人	549 人	553 人	539 人
肢体不自由	チェック解答（時間延長）、代筆解	296 人	366 人	313 人	311 人

	答（時間延長）、別室設定、座席指定等				
病 弱	別室設定、座席指定等	898 人	933 人	940 人	1,142 人
発達障害	時間延長、チェック解答、別室設定、座席指定等	406 人	450 人	507 人	541 人
その他	別室設定、座席指定等	1,433 人	1,649 人	1,520 人	1,744 人
合 計		3,187 人	3,685 人	3,963 人	4,401 人

【受験上の配慮許可者数のうち拡大文字問題冊子配付許可者数内訳】

区 分	ポイント	令和4年度 共通テスト	令和5年度 共通テスト	令和6年度 共通テスト	令和7年度 共通テスト
視覚障害	22 ポイント	29 人	19 人	29 人	21 人
	14 ポイント	41 人	32 人	46 人	41 人
聴覚障害	22 ポイント	0 人	0 人	0 人	0 人
	14 ポイント	2 人	1 人	0 人	1 人
肢体不自由	22 ポイント	2 人	0 人	2 人	2 人
	14 ポイント	5 人	10 人	9 人	7 人
病弱	22 ポイント	0 人	0 人	0 人	0 人
	14 ポイント	1 人	2 人	0 人	0 人
発達障害	22 ポイント	10 人	13 人	16 人	14 人
	14 ポイント	43 人	36 人	51 人	47 人
その他	22 ポイント	0 人	1 人	0 人	0 人
	14 ポイント	2 人	2 人	5 人	3 人

(3) 共通テストの採点・成績提供

B

(3) 共通テストの採点・成績提供については、以下の①～③のとおり中期計画に沿って適切に実施した。

① 成績請求データ等作成及び取り扱いの留意点等について周知徹底するため、成績提供要領等の各種マニュアルを整備するとともに、参加大学に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して説明資料等を提供し、周知徹底を行う。

B

①ー1 成績提供要領の整備

各参加大学が円滑に成績請求及び提供を受けられるよう、手続きの詳細を記した成績提供要領を整備した。

①ー2 成績提供要領の周知徹底

参加大学に対して、セキュリティ対策を講じた特設サイトを利用して成績提供要領及び解説付きのスライド資料を提供し、手続きの具体的内容及び留意点等について周知徹底を図った。

また、令和6年度においては、参加大学の担当者に対し、オンラインで開催した入試担当者連絡協議会（9月12日、20日の2回）にて、成績提供要領をもとに手続きの具体的内容及び留意点等について周知徹底を図った。

② 情報処理システムを適切に管理・運営し、正確な採点及び成績提供を行う。

B

②ー1 情報処理システムの適切な管理・運営

電子計算機、OMR（光学式マーク読取装置）を適切に管理・運営するため、以下のことを実施し、正確な採点及び成績提供を行った。

ア 電子計算機

- ・共通テストの実施方法等の変更に对应してプログラム等を修正。
- ・サーバ等の機械部・冷却部等の清掃・調整、診断プログラムによる動作確認、障害発生時の障害記録による障害箇所の調査・確認等の保守点検を実施（年間 13～24 日）。また、本試験と追・再試験の当日及び成績提供開始日からの 16 日間、保守員をセンター内に待機させた万全の保守体制を維持。

イ OMR（Optical Mark Reader／光学式マーク読取装置）

- ・共通テストの実施方法等の変更に对应してプログラム等を修正。
- ・各装置のマークシート搬送路等の機械部分の清掃・注油・調整、OMR の心臓部であるカメラ部分の機械的、電氣的、光学的な調整等の保守点検を実施（年間 69～81 日）。

②-2 採点

正確な採点のため、適切に保守・管理した電子計算機、OMR を使用し、全ての答案について 2 回ずつ読取りを行って万全を期した。

また、答案読取り及び採点処理等の期間中は、不測の事態に備えるため、電子計算機及び OMR それぞれの保守員をセンターに常駐させた。

答案等受領・読取枚数

試験年度	令和 4 年度共通テスト	令和 5 年度共通テスト	令和 6 年度共通テスト	令和 7 年度共通テスト
答案等受領枚数	3, 321, 822 枚	3, 233, 767 枚	3, 142, 046 枚	3, 467, 253 枚
OMR 読取枚数	6, 650, 632 枚	6, 490, 290 枚	6, 288, 290 枚	6, 973, 766 枚

※ 照合不一致、答案等の読み取り順番の誤りによるエラー処理に伴う再読み取り枚数を含む。

②-3 成績提供の実績

参加大学の大学入学選者選抜に利用するため、共通テストの成績を参加大学の請求に基づき提供しており、各年度着実に実施した。

ア 当年度成績提供大学数・提供件数

試験年度	令和 4 年度共通テスト	令和 5 年度共通テスト	令和 6 年度共通テスト	令和 7 年度共通テスト
大学数	859 大学	851 大学	842 大学	816 大学
提供件数	1, 532, 316 件	1, 492, 094 件	1, 494, 419 件	1, 638, 140 件
(内訳)	国立大学	322, 734 件	320, 163 件	322, 356 件
	公立大学	135, 015 件	133, 326 件	132, 417 件
	私立大学	1, 069, 100 件	1, 034, 045 件	1, 035, 921 件
	短期大学	5, 237 件	4, 288 件	3, 461 件
	公立専門職大学	145 件	210 件	139 件
	私立専門職大学	85 件	62 件	125 件

イ 過年度成績提供大学数・提供件数

試験年度	令和 4 年度共通テスト	令和 5 年度共通テスト	令和 6 年度共通テスト	令和 7 年度共通テスト
大学数	14 大学	7 大学	9 大学	10 大学

		<table><tr><td colspan="2">提供件数</td><td>34 件</td><td>7 件</td><td>15 件</td><td>18 件</td></tr><tr><td rowspan="6">(内訳)</td><td>国立大学</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td></tr><tr><td>公立大学</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td></tr><tr><td>私立大学</td><td>34 件</td><td>5 件</td><td>15 件</td><td>18 件</td></tr><tr><td>短期大学</td><td>0 件</td><td>2 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td></tr><tr><td>公立専門職大学</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td></tr><tr><td>私立専門職大学</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td><td>0 件</td></tr></table>	提供件数		34 件	7 件	15 件	18 件	(内訳)	国立大学	0 件	0 件	0 件	0 件	公立大学	0 件	0 件	0 件	0 件	私立大学	34 件	5 件	15 件	18 件	短期大学	0 件	2 件	0 件	0 件	公立専門職大学	0 件	0 件	0 件	0 件	私立専門職大学	0 件	0 件	0 件	0 件
提供件数		34 件	7 件	15 件	18 件																																		
(内訳)	国立大学	0 件	0 件	0 件	0 件																																		
	公立大学	0 件	0 件	0 件	0 件																																		
	私立大学	34 件	5 件	15 件	18 件																																		
	短期大学	0 件	2 件	0 件	0 件																																		
	公立専門職大学	0 件	0 件	0 件	0 件																																		
	私立専門職大学	0 件	0 件	0 件	0 件																																		
③ 試験成績の開示を希望する受験者本人に対して、当該年度の入学選抜の全体日程終了後に共通テストの成績を確実に通知する。	B	③ 成績開示希望者への成績通知の実績 共通テストの成績の開示を希望する受験者に対して、各年度確実に通知した。 <table><tr><td>試験年度</td><td>令和4年度共通テスト</td><td>令和5年度共通テスト</td><td>令和6年度共通テスト</td><td>令和7年度共通テスト</td></tr><tr><td>成績通知書送付数</td><td>438,104 人</td><td>418,884 人</td><td>402,255 人</td><td>409,252 人</td></tr><tr><td>成績通知書送付率※</td><td>82.6%</td><td>81.7%</td><td>81.8%</td><td>82.6%</td></tr></table> ※ 全志願者に対する通知書送付件数の割合	試験年度	令和4年度共通テスト	令和5年度共通テスト	令和6年度共通テスト	令和7年度共通テスト	成績通知書送付数	438,104 人	418,884 人	402,255 人	409,252 人	成績通知書送付率※	82.6%	81.7%	81.8%	82.6%																						
試験年度	令和4年度共通テスト	令和5年度共通テスト	令和6年度共通テスト	令和7年度共通テスト																																			
成績通知書送付数	438,104 人	418,884 人	402,255 人	409,252 人																																			
成績通知書送付率※	82.6%	81.7%	81.8%	82.6%																																			
(4) 高等学校学習指導要領等への対応 令和4年度から年次進行で実施される高等学校学習指導要領（平成30年告示。以下「新学習指導要領」という。）に対応した試験を適切に実施するため、文部科学省の「大学入試のあり方に関する検討会議」など関連する会議における検討結果等を踏まえ必要な対応を行うとともに、実施方法等について検討し、令和6年度から着実に実施する。	A	(4) 高等学校学習指導要領等への対応 令和7年度共通テストについては、新学習指導要領に対応した出題教科・科目となるとともに、旧教育課程履修者に対して経過措置として別科目を出題するなど複雑な試験となった。 試験問題の作成については、例年よりも多くの委員を委嘱し計画的かつ着実に行った。試験実施においては、実施方法の検討を入念に行う等、以下のとおり取り組み、円滑に試験を実施した。 【令和3年度】 ① 実施期日、試験時間、経過措置の検討 実施期日、試験時間、経過措置について、大学入学共通テスト企画委員会において検討し、センターとしての案をまとめた。センター案については文部科学省に提出し、文部科学省より、令和3年9月に「令和7年度大学入学選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告（補遺）」（以下「実施大綱予告（補遺）」という。）が公表された。 なお、検討に際しては、文部科学省と調整するとともに、特に「情報」の経過措置については、大学・高等学校の関係団体に意見照会を行う際、複数案を示し、それぞれの案に対する課題を示すなど、各関係団体との多面的な議論の上で決定されるよう連携を図った。 ② 出題方法、問題作成方針の検討 新教育課程試験問題調査研究特別部会の下に置く研究分科会等において、新学習指導要領を踏まえた各教科・科目の問題作成の方向性等の検討を行った。 なお、「情報」については、「実施大綱予告（補遺）」を受けて、旧教育課程（平成21年告示高等学校学習指導要領に基づく教育課程）における選択必修科目「社会と情報」及び「情報の科学」に対応する経過措置を講じることとされたことを受け、「情報」の出題方法について、大学入学共通テスト企画委員会において検討し、『情報Ⅰ』とは別に旧教育課程の「社会と情報」及び「情報の科学」の内容を出題範囲とする経過措置科目を出題することとした。 また、決定した内容について、各関係団体に通知するとともに、令和3年12月17日に、ウェブサイトにおいて公表した。 ③ 得点調整の対象教科・科目の検討・公表																																					

得点調整の対象教科・科目について、得点調整検討部会及び大学入学共通テスト企画委員会において検討し、令和7年度共通テストにおける得点調整の対象教科・科目を決定した。

なお、決定した内容について、各関係団体に通知するとともに、令和3年12月17日にウェブサイトにおいて公表した。

【令和4年度】

① 出題方法、問題作成方針等

○ 出題教科・科目の出題方法等について、文部科学省より令和3年度に公表された「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び「実施大綱予告（補遺）」を踏まえ、令和4年11月9日に予告として公表した。また、経過措置科目の出題方法等についても併せて公表した。

○ 新教育課程試験問題調査研究特別部会の下に置く研究分科会等において、新学習指導要領を踏まえた問題作成の方向性の検討や、国語、地理歴史、公民、数学、英語、情報の試作問題の作成を行った。これらの問題作成の方向性及び試作問題については、令和4年11月9日に公表した。

なお、「情報」については、「社会と情報」及び「情報の科学」の内容を出題範囲とする経過措置科目『旧情報（仮）』についても、問題作成の方向性について検討し、試作問題を作成、公表した。

○ 令和4年11月9日に公表した、国語、地理歴史、公民、英語、情報の試作問題の検証のために、大学1年生及び2年生の2,058名を対象にモニター調査を行い、試作問題の解答データ及びアンケートの回答データを集積し、これらの分析を行った。

② 実施方法の検討

解答用紙の様式や問題冊子の形態について、過去の学習指導要領改訂時における実施方法を参考に、受験者や大学の実施関係者等に分かりやすいものとなるよう留意しつつ、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討を進めた。

③ 得点調整の実施条件・方法の検討

得点調整の実施条件・方法について、得点調整検討部会及び大学入学共通テスト企画委員会において検討し、令和4年11月16日に『『大学入学共通テスト得点調整の実施条件・方法の改善についての提言』（得点調整検討部会審議のまとめ）の公表及び意見募集について』を公表し、ウェブサイトにおいて意見募集を行った。

【令和5年度】

① 出題方法、問題作成方針等

○ 出題教科・科目の出題方法等について、令和4年度に公表した「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの出題教科・科目の出題方法等の予告」を踏まえ検討し、令和5年6月2日に文部科学省から通知された「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（以下「令和7年度実施大綱」という。）に基づき、令和5年6月9日に旧教育課程履修者等に対する経過措置を含む「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの出題教科・科目の出題方法等」を公表した。

○ 問題作成方針について、令和4年度に公表した「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針」に関する検討の方向性について」を踏まえ検討し、令和7年度実施大綱に基づき、令和5年6月9日に「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針」を公表した。

② 試験問題の作成

「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト問題作成方針」に基づき、新教育課程に対応した試験問題及び経過措置としての旧教育課程による試験問題について、これまでの試験実施結果も踏まえつつ、令和5年度から試験問題の作成を開始した。

③ 実施方法の検討

試験時間割、問題冊子・解答用紙の注意事項、採点処理方法等について、受験者が試験当日に戸惑うことなく十分能力を発揮できるようにする観点を含め、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討を進めた。

このほか、新たに教科「情報」が追加されること、「地理歴史、公民」「理科」において出題範囲の選択欄が追加されること等を受け、解答科目欄及び出題範囲欄を正しくマークしていない場合の対応方法について、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会で検討を進めた。

④ 情報処理システムの整備

新旧教育課程に対応した令和7年度共通テストの実施に当たり必要なシステムの改修作業が多岐にわたることから、令和5年度から設計・開発作業を行った。

また、大学の成績処理システムの改修に伴う科目等コードをはじめとした成績提供データに関する改修内容を設計し、8月末に参加大学に周知した。

⑤ 得点調整の実施条件・方法の検討・公表

令和5年6月9日に「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの得点調整の実施条件・方法について」を公表した。

⑥ 参加大学や高等学校等への周知

参加大学や高等学校等における令和7年度共通テストに向けた準備に資するよう、変更がある教科・科目における問題冊子の形態や解答用紙の様式等について公表した。

このほか、主に高等学校関係者向けに、出題教科・科目の出題方法等、問題冊子・解答用紙、得点調整について音声付動画で解説した資料をウェブサイトに掲載し、周知するとともに、質問を受け付け、その回答についても掲載し、周知した。

また、参加大学に対し、成績請求データ及び提供データの変更点や、旧教育課程履修者等に対する経過措置実施に伴う特有の試験室の割当て方法等を周知し、これらの解説資料を出題教科・科目の出題方法等の解説資料と併せて、特設ページにおいて提供し、周知した。

【令和6年度】

① 実施要項等の公表

令和7年度共通テストに係る実施要項等を以下のとおり公表した。

- 「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施要項」を令和6年6月7日に公表。
- 「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト受験案内」を令和6年7月10日に公表（令和7年度共通テストの注意点等の周知を図るため、志願者向けの「リーフレット」を作成し、「受験案内」に同封して配付）。
- 新学習指導要領や旧教育課程履修者に対する経過措置に対応した実施要領、監督要領、輸送要領を令和6年8月29日に参加大学専用の特設サイトに掲載し提供。

② 参加大学や高等学校等への周知

参加大学や高等学校等における令和7年度共通テストに向けた準備に資するよう、変更がある教科・科目における問題冊子の形態や解答用紙の様式等について公表した。

参加大学に対しては「入試担当者連絡協議会」をオンラインにより開催し、新高等学校学習指導要領に対応した出題教科・科目となることや旧教育課程履修者に対して経過措置を行うこと等を周知した。（「①－3 大学・監督者への周知」（p.13）参照）

		また、この入試担当者連絡協議会の説明で使用するスライド資料は、協議会開催前に特設ページに掲載し、事前に各大学で資料内容を確認できるようにするとともに、協議会開催後は解説付きのスライド資料も特設サイトに掲載し、各大学がダウンロードして各大学における監督者説明会等で使用できるよう工夫した。
--	--	--

		高等学校等に対しては、「説明協議会」をオンラインで開催し、共通テストの実施についての協力を要請した。（「②－3 高等学校関係者への周知」（p. 15）参照）
--	--	---

中
期
目
標

2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究

センター法第13条第1項第2号に基づき、センターは、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究について、大学や高等学校等と連携しつつ進める。

特に、センターは、大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。

調査研究においては、真に必要なとされる具体的なテーマに集中・特化して選定を行うとともに、それに対する目標や評価の基準の明確化を図るものとする。

(1) 調査研究の在り方及び評価・公表

将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究や政策的・社会的課題に対応した調査研究等に取り組むことが必要である。

このことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づき調査研究を着実に実施するとともに、外部評価にあたっては、設定した目標が達成されているか、研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるか等について厳格な評価を行った上で、当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

また、研究成果については、共通テストの改善に活用するとともに、各大学との研究協議等を通じた、各大学の入学者選抜方法の改善や、国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案への活用を促し、その活用状況も含め、多様な手段で積極的かつ効果的に公表する。

(2) プロジェクト型研究の推進

大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装に向けて、事業部門との有機的な連携を行う。

(3) 共通テストに関する調査研究

共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、良質の試験問題の作成に資する調査研究並びに科目間の得点調整及び本試験と追試験の比較に関する調査研究を行う。

(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究

大学入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、大学入学者選抜におけるComputer Based Testing (CBT) などの新技術の活用や障害のある者等への合理的配慮、アドミッションスタッフの育成支援など、政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。

(5) 試験情報の活用の推進

教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上で、その仕組みを構築する。

【指標】

- ・ 調査研究を研究計画に基づき着実に実施するとともに、外部評価委員会において、研究課題に設定した目標が達成された上で、その研究成果が入

学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を80%以上の研究課題で得る。

【重要度：高】

共通テストや個別の大学入学選抜の不断の改善に向け、新学習指導要領に対応した共通テストにおける得点調整の在り方などの中期的な課題だけではなく、CBTを始めとする新技術を活用した大規模試験に関する調査研究などの長期的な課題についても、調査研究を行い、専門的知見に基づく改善方策を提示することが不可欠であるため。

【困難度：高】

特に、得点調整や新技術を活用した試験に関する調査研究は、求められる達成水準が高いだけでなく、社会的影響も大きいことから、社会の理解を得つつ調査研究を進める必要があるため。

中期計画	進捗状況	実績（進捗状況の判断理由）															
2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究 大学入学者選抜のナショナルセンターを目指して、高大接続や大学入学者選抜に関する時代の要請を的確に捉えながら、大学や高等学校等と連携しつつ大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究を実施する。 調査研究を行う際、選定テーマにおける目標や評価の基準の明確化を図るとともに、外部委員による評価結果を踏まえ、必要に応じて目標や評価の基準の見直しを行う。	A	2 大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究として、以下の(1)～(5)を中期計画に沿って計画的かつ着実に実施した。															
(1) 調査研究の在り方及び評価・公表 将来の大学入学者選抜の望ましい在り方を見据えながら、共通テストに関する調査研究や、大学入学者選抜方法の改善に資する基盤的な調査研究、政策的・社会的課題に対応した調査研究等に取り組む。こうしたことを踏まえ、理事長のリーダーシップの下で策定する研究計画に基づき、調査研究を着実に実施する。なお、研究の実施に当たっては、科学研究費補助金などの競争的資金を積極的に活用する。 評価における達成指標については、外部評価委員会における評価の結果、研究課題に設定した目標を達成した上で、その研究成果が入学者選抜の改善に活用できる内容であるとの評価を受ける研究課題の割合が 80%以上とする。当該評価結果に沿った改善を図りつつ、成果が十分でない研		(1) 調査研究の在り方及び評価・公表について、以下のとおり、中期計画に沿って計画的かつ着実に実施した。 ○ 調査研究の在り方等 - 共通テストに関する調査研究及び大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究について、令和3年3月に策定した「独立行政法人大学入試センター研究開発戦略」に基づき、実施した。 - 中期計画・年度計画を達成するための調査研究等は、主に理事長裁量経費により実施しており、調査研究の配分状況は次のとおり。（研究テーマ等は資料編 p.13【資料9】参照。） <table><tr><th>区分</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>件数</td><td>11 件</td><td>12 件</td><td>10 件</td><td>10 件</td></tr><tr><td>総額</td><td>14,754 千円</td><td>17,307 千円</td><td>14,743 千円</td><td>13,780 千円</td></tr></table> - 外部資金については、科学研究費補助金に加え、JST 戦略的創造研究推進事業での外部資金も積極的に活用した。（詳細は資料編 p.14【資料10】参照） （科学研究費補助金）	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	件数	11 件	12 件	10 件	10 件	総額	14,754 千円	17,307 千円	14,743 千円	13,780 千円
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度													
件数	11 件	12 件	10 件	10 件													
総額	14,754 千円	17,307 千円	14,743 千円	13,780 千円													

究テーマについては、理事長の判断により機動的に見直しを行う。

また、研究成果については、共通テストをはじめ我が国の大学入学者選抜方法の改善に資するため、以下のことを行うとともに、活用状況の把握に努める。

- ① 各大学や高等学校が利用しやすいよう積極的にホームページ等で公表する。
- ② 国内外の学会や学会誌等で発表する。
- ③ 国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案のための資料を提供する。
- ④ センターが主体となり、各大学と連携して入学者選抜に関する研究協議を実施する。

また、研究協議の場において研究成果を周知・公表し、その活用を促すことを通じて現れた諸課題を踏まえた調査研究に取り組む。

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研究課題 件数	新規	5件	2件	3件	5件
	継続	9件	13件	14件	10件
	合計	14件	15件	17件	15件
新規申請件数		7件	3件	5件	8件
採択件数		5件	2件	3件	5件
採択率		71.4%	66.7%	60.0%	62.5%

※令和4年度の継続件数には、前任機関での採択1件を含む。

〈JST 戦略的創造研究推進事業〉

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
研究課題 件数	新規	1件	0件	0件	0件
	継続	1件	1件	1件	1件
	合計	2件	1件	1件	1件
新規申請件数		1件	0件	0件	0件
採択件数		1件	0件	0件	0件
採択率		100%	0%	0%	0%

○ 外部評価

- ・ 理事長裁量経費により実施した調査研究については、毎年度、高等教育やテスト理論等を専門とする外部有識者により、研究代表者の報告書とヒアリングに基づき、調査研究等の目的が達成されたか、優れた成果が得られたか、研究目標が達成され、大学入学者選抜の改善に活用できる内容であるか等の観点から評価を実施した。（以下「外部評価」という。）
- ・ 評価は「A+」「A」「A-」「B」「C」の5段階から成り（令和6年度からは「A」「A-」「B」「C」の4段階）、「A-」以上の評価を受けたものを、研究課題に設定した目標を達成した上で「入学者選抜の改善に活用できる内容である」と評価することとしている。
- ・ 令和7年3月現在、既に第5期中期目標期間中に終了した研究課題合計14件（令和3年度：2件、令和4年度：4件、令和5年度7件、令和6年度：1件）については、全ての研究課題が「入学者選抜の改善に活用できる内容である」と評価された。
なお、令和5年度からは、次年度に行う調査研究についても外部評価を実施しているほか、外部有識者による研究課題ごとの改善に向けた助言を、今後の調査研究に活かしていくこととした。

○ 研究成果の公表等

研究成果については、共通テストをはじめ我が国の大学入学者選抜方法の改善に資するため、次の①～④のとおり公表した。

① 各大学や高等学校が利用しやすいよう積極的にホームページ等での公表

毎年度、センターでの研究成果を含めた、入試研究に関する論文等を、冊子「大学入試研究ジャーナル」として取りまとめ、調査研究の成果を各大学・高等学校及び研究者が利用しやすいようウェブサイトにおいて公表した。

② 国内外の学会や学会誌等での発表

国内外の学会や学会誌等で、以下のとおり研究成果を発表した。

また、令和3年度は2名、令和4年度は4名（六つの賞を受賞）、令和5年度は1名（二つの賞を受賞）、令和6年度は

7名（八つの賞を受賞）が学会等から受賞した。（資料編 p.15【資料11】参照）

単位：件

学 会	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国際学会・国際会議	6	3	8	8
国内学会	36	26	18	31
研究開発部セミナー	12	16	14	16
外部セミナー・研究会など	5	6	6	11
解説・その他	8	8	9	7

単位：件

学会誌	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
欧文誌	5	8	6	10
和文誌	9	15	7	15
リサーチノート	9	2	3	1
報告書	19	50	23	19
著書・学位論文	21	11	19	7

③ 国が行う大学入学者選抜方法の改善に向けた政策の企画立案のための資料の提供

国が行う入学者選抜方法の改善の企画立案に資するよう、センターが作成した入試研究に関する資料を文部科学省に随時提供したほか、また、毎年度「研究開発部活動報告」の刊行物を提供した。また、「大学入試研究の動向」及び「大学入試研究ジャーナル」をウェブサイトに掲載したことを案内した。

④ センターが主体となり、各大学と連携して入学者選抜に関する研究協議の実施

大学との共催により全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会を毎年度開催しており、各回ともアンケート等でプログラムの内容等に関し高評価を得た。（資料編 p.16【資料12】参照）

(2) プロジェクト型研究の推進

大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究は、分野横断的な研究活動が要求されることを踏まえ、専門分野が特定の分野に偏らないような組織編制を継続しつつ、大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究を行う。さらに、調査研究成果の事業への実装を企図し、試験問題作成部署を含めた事業部門との有機的な連携を行う。

(2) プロジェクト型研究の推進

プロジェクト型研究の推進について、以下を計画的かつ着実に実施した。

○ 大学等の外部の研究者の参画も得た柔軟な体制による調査研究

ア 大学入試をめぐる危機対応の体制構築に向けた調査研究

各大学における情報共有を目的に、アドミッション業務に携わる国立大学の教員をメンバーとする研究プロジェクトを組織し、令和2年からのコロナ禍をはじめとした、大学入試の危機対応の在り方について検討した。

令和3年度には、海外の大学入試でのコロナ禍への対応とその社会的な反応を学び、その取り組みを広く共有するため、大学入試センター・シンポジウム 2021「COVID-19の災禍と世界の大学入試」を企画・開催した。さらに、国内の個別大学

また、共同研究を推進するため、大学入試の研究者にとって魅力のある研究資源を定期的に収集・整理し、連携・交流する研究者に提供する。	での具体的な対応を振り返り、検討過程や考え方についての情報共有を図るため、シンポジウム「大学入試におけるコロナ対策 ―令和3年度入試の舞台裏―」を企画・開催した。 令和4年度には、コロナ対応のみならず、大学入試における災害等の不測の事態への対応についても検討課題を広げ、個別大学での対応を振り返るオンライン・フォーラムを開催した。そこでの議論を基にして、大学入試における危機対応のあり方を考えるシンポジウム「大学入試における危機対応：災いと禍を乗り越える」を開催した。その後、シンポジウムの動画も公開した。 本調査研究は、外部評価において、当初の目標が達成され、期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和3年度～令和4年度） イ 入学定員管理の厳格化の影響に関する多角的検討 平成28年度以降の入学定員管理厳格化の政策の影響過程と大学及び高校の対応を総括することを目的として、(1)三大都市圏及びその周辺での受験動向の変化、(2)入学者の質的变化と教学面の対応の具体、(3)高校生の進路選択状況の変化、の3側面から検討した。(1)については、約30年分の全国の大学入試・高校進路データに基づいて統計的因果分析を行い、(2)については、全国の私立大学への質問紙調査等、(3)については、各地域の高校進路指導担当者へのインタビューや全国の高等学校への質問紙調査等を行った。その結果、高等学校への影響は大都市圏でも関東、関西で異なること、地方にも一定の影響があったこと等が示唆され、大学への影響は規模別に異なっており、大規模大学ほど対応に追われた状況が示唆された。 本調査研究は、外部評価において、当初の目標が概ね達成され、概ね期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和3年度～令和5年度） ○ 試験問題形式と解答プロセスの関係に関する基礎的研究 解答プロセスの収集を行うための実験の設計や試験問題への取組状況を尋ねるアンケート調査の質問項目の作成等において、試験問題作成部署とともに検討を進めた。アンケート調査の解答を集計・分析する際に試験問題作成部署の視点を取り入れるとともに分析結果を共有することで、試験問題作成部署と連携した。（研究内容は(3)－①－イ p.32 参照）（研究期間：令和3年度～令和7年度） ○ アーカイブの構築 大学入試の研究者にとって魅力のある研究基盤を整備するため、国公立大学のニーズ調査の結果を踏まえニーズが高かったセンター発出文書や研究報告書等をPDF化し、書誌情報をまとめるとともに、ウェブサイト上でのアーカイブサイトの構築を開始した。その後、アーカイブサイトをさらに、研究報告書等が検索できるように改修や、令和5年度には情報の追加を行い、ウェブサイトにおいて運用を開始した。（研究期間：令和3年度～令和5年度） ※本件は、理事長裁量経費の業務経費により実施したため、外部評価の対象外。 ○ CBTの活用に向けた大学等機関との調査研究 大学入学者選抜におけるCBTのさらなる活用促進に向け、神田外語大学・佐賀大学・電気通信大学と連携して、導入時に検討を要した点をリストとして整理するとともに、直面した課題と解決策を対応させて明文化した。また、共通テストや連携大学の過去問題などの電子ファイルをCBTの国際技術標準に準拠した形で作成し、出題・解答形式の多様性や試験問題の流通の利点を周知する体験機会提供の計画を精緻化した。（研究期間：令和6年度～令和8年度） ○ 大学入学後の学修状況と共通試験との関連に関する追跡調査研究 ア 追跡調査研究に係るフィージビリティ・スタディ 追跡調査の先行研究に関する調査を行い、今後の研究に資する知見を得た。また、名古屋工業大学が保有する入試成績
---	--

		データと学内成績データについて、センターと大学との間で利用許諾の覚書を締結し、両データに基づく追跡調査研究を開始した。本調査研究は、外部評価において、当初の目標が概ね達成され、概ね期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和５年度） イ 追跡調査 名古屋工業大学が保有する入試成績データと学内成績データについて相関分析を行い、両データ間の相関の経年変化に関する知見を得た。さらに、センターと佐賀大学、長崎大学、大阪公立大学との間で各大学が保有する入試成績データと学内成績データの利用許諾の覚書を締結し、各大学のデータに基づく追跡調査研究を開始した。 また、追跡調査のフィージビリティ・スタディの研究成果を活用し、令和６年度全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会（第１９回）において全体会１（センターセミナー）「大学入学者に対する追跡調査研究の現状と展望」を企画・開催した。（研究期間：令和６年度～令和７年度）
(3) 共通テストに関する調査研究 共通テストの改善方策等に関して調査研究を行い、出題内容や選抜方法に適切に反映させる。特に、次に掲げる研究課題について、計画的に調査研究を行うとともに、調査研究の成果も踏まえながら共通テストの改善を図る。 ① 良質の試験問題の作成に資する調査研究 ② 共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究 ③ 本試験と追試験の比較に関する調査研究 ④ その他共通テストの改善に関する調査研究	(3) 共通テストに関する調査研究 共通テストに関する調査研究として、以下の①～④を計画的かつ着実に実施した。 ① 良質の試験問題の作成に資する調査研究 ア 良質の試験問題の作成に関する基礎研究 共通テストの問題作成支援を目的として、センター試験の過去問（主に平成 28 年度～令和 2 年度）から共通テストの問題作成の参考となりうる試験問題の候補の抽出、及び、候補とした問題の特徴整理を行った。候補とした問題の特徴を整理する際には、試験問題評価委員会報告書に掲載の当該問題の評価に加え、別途、本研究において依頼した外部の評価者による意見も収集した。また、それらと正答率・識別力等の統計情報を合わせて集約し、事例集（分析資料）を作成した。その事例集は、共通テストの試験問題の特徴整理にも適用することが可能であり、問題作成部署に提供した。 本調査研究は、外部評価において、当初の目標が達成され、期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和 3 年度） イ 試験問題形式と解答プロセスの関係に関する基礎的研究 共通テストの問題作成支援等を目的として、試験問題の解答プロセスや解答パターン等の基礎研究等を行った。 具体的には、問いの内容が同一で形式が異なる 2 種類の問題について解答過程を収集する実験及び試験問題への取組状況調査（アンケート）の回答の分析を行った。（試験問題作成部署と連携は P. 31 「試験問題形式と解答プロセスの関係に関する基礎的研究」参照）（研究期間：令和 3 年度～令和 7 年度） ② 共通テストの科目間の得点調整に関する調査研究 令和 7 年度共通テストに向け、得点調整の対象教科・科目を検討して公表するとともに、得点調整方法に関する調査研究（従前の平均点だけでなく得点分布を加味した得点調整方法）について研究を行い、令和 7 年度以降の調整方法を具体化した。さらに、得点調整の実施条件が平均点差だけでなくスタナイン区分点差も加えることに伴い、統計理論に基づきプログラムの開発・改修等を行い、共通テストの情報処理システムに移管した。また、当プログラムと研究開発部が独自で作成した他言語のプログラムとの検算作業を行った上で、移管後も正しくプログラムが作動することを確認した。 本調査研究は、外部評価において、当初の目標が達成され、期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」とされ、「きめ細かく得点調整する方法を考え出し、実用化に至った優れた成果を出した研究である」との高い評価を得た。（研究期間：令和 3 年度～令和 6 年度） ③ 本試験と追試験の比較に関する調査研究	

毎年度、共通テストにおける本試験と追試験の間の難易差及び類似性を比較するために、大学1年生を調査参加者として本試験と追試験の両方の問題を解答させた。各年度において、有効なデータを分析した結果、調査対象科目について、共通テストの本試験と追試験は概ね同等であることが確認できた。この比較結果は「問題作成部会」に提供され、難易度比較などのための検討資料として利用された。（研究期間：令和3年度～令和7年度）

④ その他共通テストの改善に関する調査研究

ア 海外の大規模大学入学共通試験における公平性ポリシー・ガイドラインに関する調査研究

米国 Educational Testing Service (ETS) では2005年から10年近く公平性に関するガイドラインやポリシーを発表し続けてきた。令和3年度にそのガイドラインやポリシーについて内容の精査を行った。同時に、我が国のテスト機関でのあり方を吟味すべく、ETSと交渉し、ガイドラインやポリシーの翻訳権を獲得した。

令和4年度に日本の大学入学共通試験の公正性担保に必要な要素を抽出することを目的に米国、中国、韓国における大規模大学入学共通試験のセキュリティ・ポリシーと公平性に関するポリシー・ガイドラインの翻訳を行った。併せて、韓国や国際バカロレアでの公平性・公正性に関する議論を精査した。

本調査研究による情報収集及び分析結果については、研究報告書「海外の大規模大学入学共通試験における公平性ポリシー・ガイドラインに関する調査研究」として取りまとめた。

本調査研究は、外部評価において、当初の目標が達成され、期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和3年度～令和4年度）

イ 出願時点の受験生の属性を用いた志願動向の予測

共通テストでは特定の科目間で一定の平均点差が生じた場合に得点調整を行っている。受験者の中にはどの大学にも出願しない者がおり、平均点差の信頼性が低下すると考えられるが、得点調整を行う時点では出願の有無は不明である。そのためより安定した統計量を得ることを目的として、少なくとも一つの大学に出願する確率の予測を試みた。本調査研究では、当初の目標が概ね達成され、概ね期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和4年度）

ウ リスニング音源作成支援のための高品質テキスト音声合成を用いた調査研究

コロナ禍などによって、音声の収録作業ができないような緊急時の代替方式として、先端の深層学習に基づく合成音声の利用可能性を検証した。人の録音音声と合成音声を組み合わせた試験問題を作成して実験した。その結果、受験者には、人の声と合成音声の違いは検知されず、試験成績にも系統的な違いは見られなかった。合成音声を適用したリスニングテストは、人の声と比しても遜色なく利用できる可能性が示された。（研究期間：令和6年度～令和7年度）

(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究 大学の入学者選抜方法の改善に向けて、教育測定や高大接続等に係る基盤的研究とともに、次に掲げる政策的・社会的課題に対応した実践的な調査研究を行う。 ① Computer Based Testing (CBT) などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究 ② 障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究 ③ アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究 ④ その他大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究	(4) 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究 大学入学者選抜の基盤的・実践的な調査研究として、以下の①～④を計画的かつ着実に実施した。 ① Computer Based Testing (CBT) などの新技術を活用した入学者選抜に関する調査研究 ア 入学者選抜等への CBT の活用に関する調査研究 これまで行ってきた大学入学共通テストへの CBT の活用についての調査研究の成果を、個別大学における入学者選抜等に生かすための検討や調査研究を行った。 具体的には、入学者選抜における CBT 活用に関するワーキングチームを設置し、入学者選抜に CBT を活用した大学の取組事例や、国内外の先進的な取組事例について、ヒアリングを行った。 入学者選抜に CBT を活用した大学の取組事例や国内外の先進的な取組事例におけるヒアリング調査の結果を、「個別大学の入学者選抜における CBT の活用事例集」としてまとめ、令和 4 年 6 月に、センターのウェブサイト上で公開した。 また、諸外国や日本国内において利活用が広がっている CBT プラットフォーム「TA0」でプログラミング問題等を出題できるよう、出題者が出題したい形式の問題を出題するための拡張機能である Portable Custom Interaction (PCI) についての調査研究を実施した。（研究機関：令和 3 年度～令和 4 年度） ※文部科学省「大学改革推進等補助金」により実施したため、外部評価の対象外。 イ Computer Based Testing の技術標準に準拠した出題モジュールの開発 センターでは、「短冊型コードを用いたプログラミング問題」と「クロス集計や散布図を用いたデータ活用問題」の出題モジュールを開発し、オープンソースとして令和 4 年 6 月に公開している。これらの出題モジュールは、受験者が試行錯誤を経てプログラムを作成したり、多角的にデータを分析したりできる。受験者が答えを導くまでの解答プロセスを得るため、操作ログを蓄積できるように出題モジュールを改修し、情報関係基礎の試験問題を用いて大学 1 年生 84 人を被験者とした CBT 試験を実施した。当該試験結果の分析を踏まえ、解答プロセスを用いた学力測定の方法を明らかにした。本出題モジュールは、電気通信大学の令和 7 年度大学入学者選抜（学校推薦型選抜、総合型選抜）で導入された。さらに、本調査研究では、CBT システム間の互換性・相互運用性の向上を目的とした標準規格である QT13.0 に関して知見を得た。 本調査研究は、外部評価において、当初の目標が概ね達成され、概ね期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和 4 年度～令和 5 年度） ウ 英語リスニング CBT 問題の作成に関する測定論的研究 英語リスニング試験で動画と音声を利用した CBT 問題において、動画を用いることが信頼性・妥当性の観点からメリットになる状況を整理した。話者が 2 名までの場合や、英語で話される話題が単純であった場合は、動画を用いるメリットが高くないことに対し、話者が 3 名以上の場合や複雑な話題を取り上げる場合には、動画を用いて適切な視覚情報を提供することで、英語音声のみを聴く認知負荷が低減される可能性が示唆された。 本調査研究は、外部評価において、当初の目標が概ね達成され、概ね期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和 4 年度～令和 5 年度） エ モバイル端末管理の機能を活用した CBT 環境の簡易設定に関する研究 遠隔で多数台の端末に同一の設定を配布できるモバイル端末管理の機能を活用して、大学が受験者端末を保有する CBT での簡易設定の方法を明らかにした。CBT システムへの接続先情報の事前指定や解答時に受験者に利用を禁じたい機能の強制など、個々の受験者端末の設定値を試験実施者側から簡単に変更する方法をマニュアル化した。また、大学の試験室での運用を想定した実験調査も実施し、本研究の簡易設定方法が小規模の入学者選抜で安定的に利用可能であるとの見通しが得られた。 本調査研究は、外部評価において、当初の目標が達成され、期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和 4 年度～令和 5 年度）
--	---

オ CBT の活用に向けた大学等機関との連携

CBT の活用を更に推進するため、CBT 活用のメリットやこれまでの研究成果を発信する大学入試センター・シンポジウム 2023「CBT の世界へようこそ CBT システム TAO と試験環境づくりのいろは」を令和 5 年 11 月 12 日に開催するとともに、各大学の入学者選抜での CBT の活用を更に促進するための連携協力に向けた体制を構築するため、既に CBT を実施している大学等に対してヒアリングを行い、協定の締結に向けた検討を進めた（P.31「CBT の活用に向けた大学等機関との調査研究」参照）。

カ 受験者 BYOD 端末への CBT 環境配布方法パッケージの確立と試行実験

受験者が自身の端末を持参する CBT（BYOD 型 CBT）の実施方法の確立に向け、大学生を対象とした試行実験を行い、受験環境の事前準備および当日の対応事項などに関する知見を得た。マニュアルや伴走サイトをわかりやすく示すことで、受験環境の事前準備を適切に実施できた受験者が大多数であった反面、事前準備の煩雑さを感じる受験者も少数見られた。また、当日の試験監督者の対応事項が、型の異なる USB ポートやイヤホンジャックの接続不良などハードウェアの側面に絞り込まれることも示された。（研究期間：令和 6 年度～令和 7 年度）

② 障害のある者等に配慮した入学者選抜に関する調査研究

CBT 分野の研究開発の要請と共通テストの開始を踏まえ、読み書きに困難を抱えるような障害のある者等（主に視覚障害者と発達障害者）の更なる受験環境向上のために調査研究を進めた。

その要件調査として、タブレットデバイス上で試験問題を画面表示・音声読み上げする既存のアプリケーションを拡張し、本格的な CBT の実現の可能性を探るとともに、点字受験者のための新たな CBT システムの開発を念頭に、CBT プラットフォームの選定およびアイテムバンクの整備を行い、クライアントシステムへのアイテムバンク搭載の可能性を実機検証して実践上の課題を把握した。

大学入学共通テストにおける特別問題について、センター試験との比較を通じて、代替問題の使用頻度や内容の改変程度を調査した。また、全国学力・学習状況調査における CBT 化に関連して採用された合理的配慮の戦略を分析し、一般適用可能性を含めた知見を得た。

研究成果については、令和 6 年 3 月 26 日にオンラインシンポジウムを開催し、研究の周知と意見収集を行うとともに、前年度に実施した内容を報告書の形で編纂し周知した。加えて、令和 6 年 11 月 9 日に大学入試センター・シンポジウム 2024 を開催した。さらに、令和 6 年 5 月 29 日に視覚障害者の ICT 活用および日本語点字表記法に関する有識者による「海外最新点字ディスプレイ動向サミット」を主催し、研究の周知とともに、大学入試をはじめとする高度知的作業における点字使用者の ICT 活用の可能性について意見聴取を行った。（研究期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

③ アドミッションスタッフの育成支援等に関する調査研究

毎年度、アドミッションリーダー研修を実施している。各年度の実施状況は以下のとおり。（研究期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

【令和 3 年度】

「これからの時代に求められるコンピテンシーと個別選抜における評価」と題し、大学の入試業務においてリーダー的役割を期待される教職員を対象にオンラインにて研修を実施し、44 名が参加した。大学入学者選抜における主体性等評価に関する講演等を行った後、グループに分かれて各大学での主体性等評価をめぐる現状、課題や考えられる解決方法について議論を行った。大学の規模や設置形態等を考慮したグループ分けの工夫により、各グループ内で共通する課題の発見や意見交換を行うことができた。また、研修後のアンケートにおいて、回答者 39 人中 39 人（100%）から「有益であると思った」「総合的に満足できた」と回答があった。

【令和4年度】

関連業務の知識と理解を深めたい教職員を対象に「アドミッションリーダーに求められる知識と実践力」と題した研修をオンラインにて実施した。50名が参加し、アドミッションオフィサーの広範な活動や入試実施後のデータ分析等に関する講演に続いて、グループに分かれての議論や全体での討論等を行った。大学の規模等を考慮したグループ分けや議論の進め方の半構造化等の工夫により、各グループ内での議論や意見交換を円滑に進めることができた。また、研修後のアンケートにおいて、回答者41人中38人（92.7%）から「有益であると思った」と回答があった。

【令和5年度】

障害者配慮の実施方法や実践のポイントについて学習できる「現実の実践から学ぶ障害のある受験生への合理的配慮の実施」と題した研修を令和5年6月15日、16日に対面及びオンラインにて実施した。対面では33名が参加し、グループに分かれての議論や討論等を行った。グループワークは、グループ内における大学設置形態、所属、経験年数の多様性を確保し、議論や意見交換を円滑に進めることができた。オンラインでは合理的配慮等に関する講演を配信し、358名が参加した。また、研修後のアンケートにおいて、対面では回答者27人中25人（92.6%）から、オンラインでは回答者215人中198人（92.1%）から、「総合的に満足できた」と回答があった。

【令和6年度】

大学入学者選抜へのCBT導入に向けた論点を理解、整理し、主体的に行動できるようになることをねらいとして、「2024年度大学入試センター・アドミッションリーダー研修 意外とカンタン!! 体験しよう! CBT」と題したアドミッションリーダー研修を令和6年6月13日、14日に対面にて実施した。29名が参加し、グループに分かれての議論やセンターが用意したPCを用いたグループワーク演習を行った。研修後のアンケートにおいて、実際に会場でCBTの操作体験ができたことや、大学の実務者同士で意見交換ができたこと等、対面形式での研修が活かされた充実した内容であったと回答を得た。

④ その他大学入学者選抜方法の改善に関する調査研究

ア 大学で学ぶための基礎的学力の新たな評価測度の開発に関する調査研究

各大学の入試での基礎的学力の評価の現状や課題を把握するために、共通テスト利用大学を対象として選抜資料の利用状況に関する実態調査を行った。実態調査からは、共通テストを総合型選抜や学校推薦型選抜に利用するには日程的な制約が大きいことや、個別選抜のための問題作成の負担が大きいことが示された。実態調査の分析結果は、令和4年11月5日に開催した大学入試センター・シンポジウム2022「大学入学共通テストはどのように利用されているのか」で紹介した。シンポジウムに関しては、研究報告・事例紹介・指定討論・総合討論について、いずれも参加者から高い評価を得た。

また、各大学のウェブサイトの情報をもとに、総合型選抜や学校推薦型選抜で利用される「基礎学力把握のための簡易な検査」に関する特徴を分類した。特徴分類と実態調査の分析結果を踏まえて、個別大学の入試における知識・技能、思考力・判断力・表現力等の評価方法の改善のために大学入試センターが提供しているいくつかの支援案を整理した。整理をもとに、「大学入学者選抜試験の改善に向けた需要調査」として、問題作成の手引きや、複数の大学が協働して構築・運用することを想定した問題バンクの利用等に関する需要調査を行った。回答データの分析からは、問題作成の手引きをすべての試験について有する大学が約4割ある一方、手引きがなくても過去問を参考にして問題作成できると考える傾向が小規模大学の回答者に強く見られることが示された。

本調査研究は、外部評価において、当初の目標が概ね達成され、概ね期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和3年度～令和5年度）

イ 大学入試センターが行う個別大学の入試改善支援に関わる需要の検討

「大学入学者選抜試験の改善に向けた需要調査」の更なる分析と大学へのインタビュー調査に基づいて、個別大学の入

試における知識・技能、思考力・判断力・表現力等の評価方法の改善のための支援案を具体化する際の課題を整理した。

総合型や学校推薦型選抜におけるテストについては、「履修を前提とする教科・科目を明示した上でそれらに関連する汎用的な能力を評価するための問題」の出題が自大学に向いているという評価が高かったが、実施できている大学の割合は低かった。このタイプの問題を入試で課す大学にインタビュー調査を行い、問題作成の手引きの活用実態や課題を整理した。問題バンクについては、作題の負担軽減への期待が高いことが示された一方で、出題頻度や統計的性能に関する情報も格納される必要がある等の課題が明らかになった。

本調査研究は、外部評価において、当初の目標が概ね達成され、概ね期待どおりの成果があり、「入学者選抜の改善に活用できる内容である」との評価を得た。（研究期間：令和6年度）

ウ 不正行為防止対策に関する調査・分析

文部科学省からの委託事業「大学入学者選抜改革推進委託事業（不正行為防止対策に関する調査・分析）」において、大学入学者選抜において電子機器類、特に情報通信機器を悪用した不正行為に対する海外事例及び未然防止策の検討や試験時間前・試験時間中の発見・抑止方法等について調査を実施した。調査結果について、海外事例調査は中国及び韓国の不正行為対策の実情をまとめ、電波技術に関する調査は既存技術の状況の整理を行い、入学者選抜に活用することへの可能性や限界についてまとめ、報告書を作成した。（委託事業期間：令和5年度）

エ 大学入学者選抜におけるフェアネス・マネジメントに関する研究

人口減少社会における大学入試においては、基礎学力が担保され、学生に公正観が高まるような形での入試制度が設計されること（大学入試のフェアネス・マネジメント）が求められ、そのあり方について研究を行った。具体的には、①多面的評価とその高大接続に先駆的な評価を行っている大学として、国内の国私立大学に訪問調査を行った。②米国の共通テストスコアをどう合否判定に取り扱ったのかに関するグッドプラクティスを分析した。③共通テストのモニター調査時に公正観のデータ取得を行った。④「国公立大学入学者選抜実施状況」「国公立短期大学入学者選抜実施状況」のデータを整理し、多様化する入試制度の状況について整理した。（研究期間：令和6年度～令和7年度）

(5) 試験情報の活用の促進 教育データを多様に利活用する動向を見据えつつ、個人情報保護に十分留意した上で、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、共通テスト等の試験情報の活用に関し調査研究を実施した上で、その仕組みを構築する。	(5) 試験情報の活用の促進 共通テスト等の試験情報の活用に関する調査研究として、以下を実施した。 ○ 研究開発部と試験企画課で連携し、大学入学者選抜方法の改善、ひいては高等学校及び大学の教育改善が促されるよう、センターで保有する試験情報データ（試験問題統計情報データ）の公表範囲の拡大について検討し、令和４年度から設問別得点率・正答率及び科目別成績分布を公表した。 共通テスト等の試験情報の活用に関する調査研究を支えるための情報基盤の整備として、以下を実施した。 ○ 試験問題を作成・評価する関係部署が試験問題の分析・評価に活用できるように、各年度の共通テスト（本試験・追試験）の統計量（平均、分散、５分位点などデータの特徴を要約した数値）及び各種マスタ（志願者ごとの成績や属性情報をまとめた原本データ、またマークシート読取結果の原本データ）を整理し、リレーショナルデータベースに収納することにより提供した。（研究期間：令和３年度～令和６年度） ○ 固定長ファイル（各項目の位置が固定され桁数で決まっており、各項目を区切る文字等がない形式）である試験情報データについて、分析に利用する項目（試験問題の解答結果等）の位置を示す項目パラメータファイルを各年度に整備した。 令和６年度には、学習指導要領の改訂に伴い変更された出題教科・科目の内容や問題構成に対応した統計・解析プログラムを準備し、この項目パラメータファイルを用いて試験データを分析し、問題作成分科会に分析結果を報告し、共通テストの試験問題の分析・評価に寄与した。（研究期間：令和３年度～令和６年度）
--	--

項 目 別 の 状 況

中 期 目 標	3 大学情報の提供等 センター法第13条第1項第3号に基づき実施する大学情報の提供業務について、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。 【指標】 大学情報の提供に係るページへのアクセス件数の具体的な数値目標は、独立行政法人評価制度委員会通知（平成27年11月17日付独評委第45号）を踏まえた第4期中期目標期間における設定値（76,397件）及び各年度実績の数値（令和2年度を除く。）の平均値（127,049件）以上とする。
------------------	---

中期計画	進捗状況	実績（進捗状況の判断理由）															
3 大学情報の提供等 共通テストに参加する大学の学部・学科名や共通テストの教科・科目など、共通テストに関する情報を中心に、大学入試に関する情報等をインターネットにより提供する。大学情報の提供に係るページへのアクセス件数の具体的な数値目標は、独立行政法人評価制度委員会通知（平成 27 年 11 月 17 日付独評委第 45 号）を踏まえた第 4 期中期目標期間における設定値（76,397 件）及び各年度実績の数値（令和 2 年度を除く。）の平均値（127,049 件）以上とする。	B	3 大学情報の提供等 大学情報の提供等の事業として、以下の(1)・(2)のとおり中期計画に沿って適切に実施した。 (1) 共通テストに参加する各大学の協力により、参加大学の学部・学科名、アドミッション・ポリシー、募集人員等や入学者選抜で利用する共通テストの教科・科目、配点など、共通テストに関する情報を中心に、大学入学志望者等に対し、インターネットにより提供した。 また、大学で提供している卒業後の進路、取得できる免許・資格、教員一覧等の情報については、当該情報へのリンクを貼ることにより、大学入学志望者等の利便性を保ちつつ大学側の業務の負担軽減を図っている。 大学情報提供については、各大学のウェブサイトによる大学単位での情報発信の充実が進んできていることや、各大学におけるセンターへの情報提供が負担とならないよう、情報発信の重点を大学側に移す方向で取り組んでいる。さらに、志願者等の利便性が向上するよう、「大学ポートレート」に掲載されている個別の大学情報へのリンクも提供している。 (2) 共通テスト参加大学情報へのアクセス件数は、各年度で以下のとおりとなっており、中期計画における数値目標（127,049 件）を上回った。 <table><tr><th></th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr><tr><td>アクセス件数</td><td>211,814 件</td><td>176,342 件</td><td>148,872 件</td><td>127,578 件</td></tr><tr><td>アクセス件数（月平均※）</td><td>約 30,300 件</td><td>約 25,200 件</td><td>約 21,300 件</td><td>約 18,200 件</td></tr></table> ※情報提供開始日（各年度 8 月下旬）以降の月平均		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	アクセス件数	211,814 件	176,342 件	148,872 件	127,578 件	アクセス件数（月平均※）	約 30,300 件	約 25,200 件	約 21,300 件	約 18,200 件
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度													
アクセス件数	211,814 件	176,342 件	148,872 件	127,578 件													
アクセス件数（月平均※）	約 30,300 件	約 25,200 件	約 21,300 件	約 18,200 件													

項 目 別 の 状 況

中 期 目 標	Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項 1 組織体制 事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図り、効率的かつ円滑な業務運営の改善を図る。なお、効率化に関しては、長期的視野に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	
------------------	---	--

中期計画	進捗状況	実績（進捗状況の判断理由）
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置	—	—
1 組織体制	B	センターは、業務を円滑に行うため、役員の他、試験・研究統括官、試験・研究副統括官、事務組織及び研究組織を置いている。(p. 3「11. 機構図」参照)
(1) 長期的な視点に立ち、事業の継続性に十分留意した上で、事務・事業の見直しに対応した要員の合理化など組織の見直しを図る。 なお、事務組織については、大学、高等学校その他の関係機関と効果的に連携協力するとともに、研究組織については、円滑に研究が遂行されるよう研究組織体制を必要に応じて見直す。	B	(1)－1 事務組織等の見直し 事業の継続性に十分留意するとともに、新たな事業を着実に実施するため、職員の能力・経歴等を十分勘案して人員を適正配置した。 【令和3年度】 センターにおける関連ある業務・システムの連携について横断的に検討し、センター全体として業務・システムの最適化を実現するため、総務部業務・システム最適化推進室に各部課から関係する職員8名を新たに兼務させ、体制を強化した。 【令和4年度】 高校の新学習指導要領に対応した令和7年度共通テストに向け、問題作成方針策定を担当する試験企画課と作題を担当する事業第二課が連携して業務を行えるようにするため、試験企画課の職員2名に対して事業第二課を兼務させ、体制を強化した。 【令和5年度】 令和7年度共通テストの実施に向け、試験企画課において企画・立案に携わっていた職員を試験実施を担当する事業第一課、作題を担当する事業第二課に異動させ、体制を強化した。 【令和6年度】 事業の継続性に十分留意するとともに、新たな事業を着実に実施するため、職員の能力・経歴等を十分勘案して人員を適正配置した。 また、令和7年度共通テストの実施に向け、試験企画課において企画・立案に携わっていた職員を試験実施を担当する事業第一課、作題を担当する事業第二課に前年度に引き続き配置し、体制を強化している。 (1)－2 大学等との連携協力 事務職員等（課長補佐以下の異動数等）については、以下の表のとおり大学等との人事交流を行い連携協力した。 【採 用】

	採用 (人事交流による 採用者を除く。)	他機関からの異動 (人事交流による採用者を含む。)					合計
		文部科学省・文化庁	国立大学法人	施設等機関・ 大学共同利用機関法人・ 独立行政法人	地方公共団体	小計	
令和3年度	5	0	2	0	4	6	11
令和4年度	4	0	6	0	4	10	14
令和5年度	2	1	3	0	3	7	9
令和6年度	3	0	3	0	5	8	11

【離 職】

	離職 (人事交流のための 離職者を除く。)	他機関への異動 (人事交流のための離職者を含む。)					合計
		文部科学省・文化庁	国立大学法人	施設等機関・ 大学共同利用機関法人・ 独立行政法人	地方公共団体	小計	
令和3年度	1	1	4	0	5	10	11
令和4年度	5	0	5	0	3	8	13
令和5年度	2	0	3	0	5	8	10
令和6年度	3	0	4	0	3	7	10

(1)－3 各種委員会

(p. 3 「12. 委員会等組織図」参照) のとおり、各種委員会を置いている。

(1)－4 研究組織等 (p. 3 「11. 機構図」参照)

研究開発部に設置されている二つの研究部門の名称について、各部門の役割を明確にするため、令和3年3月に策定した「研究開発戦略」に基づき、試験評価解析研究部門は試験技術研究部門に、試験基盤設計研究部門は高大接続研究部門に変更した。また、部門の名称変更に伴い、円滑に研究が遂行されるよう、各教員の専門性をより反映した教員の配置に見直した。

項 目 別 の 状 況

中 期 目 標	2 業務運営 (1) センターの業務運営に関しては、閣議決定等に基づき国において議論されている高大接続改革における取組や受験者のニーズに配慮した上で、18歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。 また、調達の合理化等を推進すること等により、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費※を本中期目標期間中に令和2年度実績額の1%以上削減する。 ※固定的な経費＝（一般管理費＋事業費）－変動費－特殊業務経費－退職手当 変動費＝受験者の増減により変動する経費 特殊業務経費＝新規・拡充等の特殊要因に係る経費 (2) 共通テストについては、受験者の利便性に配慮しつつ、効率的な試験場・試験室の活用やデジタル化への対応に取り組むとともに、業務運営の効率化の観点から試験問題等の印刷経費等について、令和2年度実績を基に削減に取り組む。さらに、参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化に取り組む。 (3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。

中期計画	進捗状況	実績（進捗状況の判断理由）
2 業務運営	B	—

競争性のある契約	41	2,653,479	44	2,671,330	32	2,546,762	35	3,085,863	32	2,963,019	47	2,979,986	3	308,656
競争入札	35	521,906	38	539,757	29	674,939	32	1,227,685	29	1,124,908	36	1,556,328	△2	1,016,571
企画競争、公募等	6	2,131,574	6	2,131,574	3	1,871,823	3	1,858,178	3	1,838,111	11	1,423,658	5	△707,916
競争性のない随意契約	19	2,435,034	16	2,417,183	10	2,894,595	9	2,428,021	9	2,223,313	10	2,991,089	△6	573,906
合　　計	60	5,088,513	60	5,088,513	42	5,441,357	44	5,513,884	41	5,186,332	57	5,971,075	△3	882,562

(注) 少額随意契約限度額を超える契約を記載している。

随意契約等見直し計画は、平成 20 年度に締結した契約を基に策定し、各年度に締結した契約件数及び金額についてフォローアップしている。

随意契約については、一般競争入札等への移行を実施するなどの改善を図ったことにより、見直し計画どおり達成した。なお、共通テストを実施するために必要な秘密の保持等やむをえない理由による随意契約については、契約監視委員会が点検・見直しを行い、審議の結果了承された。

① 契約監視委員会の審議状況

監事及び外部有識者で構成される契約監視委員会を毎年度２回開催し、前年度下半期及び当該年度上半期の契約状況の点検・見直しを行い、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約の改善点等について審議し、各回とも了承された。

② 再委託の有無と適切性

センターの契約において再委託は、国と同様、契約書においてセンターの承認を受けることが規定されており、再委託する場合には、センター内で承認手続きを行うこととなっており、適切性は確保されている。

③ 一者応札・応募の状況

令和6年度においては、平成20年度に比べて一者応札・応募の件数が3件増えた。一般競争入札の実施に当たっては、可能な限り競争参加者が多数参加できるよう、十分な公告期間や適切な応札条件の設定等に努めているが、結果として一者応札となった契約については、仕様書等書類を受領したが応札しなかった全ての業者から聴き取りを行い、その理由を分析し、次回以降の公告期間や応札条件等を改善するなど、引き続き不断の見直しを行う。

【一般競争入札における一者応札・応募の状況】

[illegible]

公募	1	1,659	1	3,780	1	3,524	1	2,759	1	3,616	0	1,957
不落随意契約	—	—	—	—	2	247,830	3	347,063	—	—	—	—
合 計	15	353,406	13	517,143	13	760,604	12	685,286	18	1,317,185	3	963,779

④ 一般競争入札における制限的な応札条件の有無と適切性

契約監視委員会において、一般競争入札等における一者応札・応募となっている案件の仕様書の内容及び具体的な条件の設定について、真に競争性が確保されているかとの観点から、点検・見直しを行った。その結果、応札条件に必要以上の制限はなく、適切性は確保されていた。

⑤ 関連法人の有無

センターの特定の業務を独占的に受託している関連法人はない。

⑥ 調達等合理化計画の自己評価

ア 一者応札改善のための重点的な取組の結果

・公告期間等の見直し

前回の契約において一者応札となった契約については、公告期間を見直すなど、可能な限り公告期間の十分な確保に努めた。

・事業者への聴き取り

一者応札となった契約については、その理由の把握のため、仕様書等書類を受領したが応札しなかった全ての事業者から理由の聴き取りを行った。それらの分析を行い次回以降の契約の改善に努めた。

(業者への聴き取りの件数)

令和3年度：32件、令和4年度：39件、令和5年度：24件、令和6年度：27件

イ 不祥事の発生 of 未然防止・再発防止のための取組

・会計内部監査の実施

予算執行及び会計処理の適正化を目的とし、各年度5～7日間かけて内部監査を実施した。

・調達手続きに係るマニュアルの周知・共有

調達に関する不祥事の発生を防止するため、調達に係る事務手続き等のマニュアルを改訂の上、周知・共有し、教職員の意識の徹底に努めた。

(2) 受験者の利便性に配慮しつつ、試験を円滑に実施する観点から、効率的な試験場・試験室の活用やデジタル化への対応に取り組む。秘密保持に留意しつつ業務を一層効率化し、試験問題等の印刷経費等について、令和2年度実績を基に削減に取

B

(2)ー1 効率的な試験場の活用

共通テストの試験場については、受験者の利便性に配慮し、効率的に試験場を配置した。

(試験場数)

令和4年度共通テスト：674、令和5年度共通テスト：672、令和6年度共通テスト：663、令和7年度共通テスト：651

り組む。更に、参加大学との緊密な連携を強化するため、参加大学における各種会議参加するとともに役割分担の明確化に取り組む。

(2)ー2 試験問題等の印刷経費等の見直し策

過年度共通テストの配付実績を踏まえて、印刷部数について不断の見直しを行い、印刷経費を削減した。

【令和3年度】

令和4年度共通テスト（令和3年度実施）の追・再試験用問題冊子について、令和3年度共通テストにおける新型コロナウイルス感染症関連での追試験許可者数の実績を精査し、その結果を踏まえ、追試験の受験者数を想定したことにより印刷経費を削減した。

【令和4年度】

拡大文字問題冊子（14ポイント）について、過年度の配付実績を踏まえ、1封包（ビニール包装の単位）当たりの部数を従来の5部から4部に削減したことにより、当該問題冊子の印刷経費を削減した。

【令和5年度】

試験問題冊子、解答用紙の調達数量について、以下の見直しを行った。

- ・「英語」の本試験用問題冊子の調達数量について志願者推計数に教科等別登録割合を乗じるよう見直した。
- ・追・再試験用問題冊子について、本試験と同様に全教科において教科等別登録割合を考慮して算出するよう見直した。

また、英語リスニング機器の調達数量については、以下の見直しを行った。

- ・試験室予備用の算定に当たり、算定の基準となる志願者に占める割合を従前の6%から4%に引き下げた。
- ・ICプレーヤー（受験者用・試験室予備用）の製造台数に1.5%の留保率を掛け、その分を引いた台数を当初の製造台数として発注し、志願者数の判明後に不足数を追加発注するという段階的な調達方法を導入した。

なお、問題冊子等の調達数量の算定基準等や経済的な調達数量について部署横断的に検討・点検を行うため、新たに「試験問題冊子等調達検討会議」を所内に設置（令和5年8月）し、令和7年度共通テスト以降の「地理歴史、公民」及び「理科」の解答用紙（第2解答科目用）の送付基準の変更案や追・再試験の想定人数の見直し案を令和6年4月に取りまとめる等、継続的に試験問題冊子等の削減に向けた検討を行った。

【令和6年度】

令和5年度に設置した「試験問題冊子等調達検討会議」において、検討を行い、以下の見直しを行った。

- ・令和7年度共通テストから新設された「情報」の問題冊子の印刷部数の算出に当たっては、過去の登録者数の実績がないことから、令和7年度共通テストにおいては、想定される登録者数を最小限に見積もった上で印刷部数を算出し、実際の登録者数が判明した後に経済的な調達を図った。
- ・問題冊子、解答用紙、リスニング機器の調達数の算定に使用している予備率（予測数を超えた登録に備えるために設定）について、実績を踏まえ、算定方法を見直すことにより調達数を削減した。
- ・2科目受験が可能な「地理歴史、公民」及び「理科」の受験者用の第2解答科目解答用紙の印刷部数について、令和7年度共通テストから、第1解答科目と同じ部数とするのではなく、2科目受験の登録者予測数を基に算出することにより、調達数を削減した。
- ・追・再試験の想定人数について、前年度実績を踏まえつつ、大規模な災害（雪害、津波又は震災）の発生時に対応が可能なよう想定人数の見直しを行った。

(2)ー3 デジタル化への対応について

令和8年度共通テスト（令和7年度実施）において電子出願システムを導入するため、各年度において以下の取組を行った。

【令和3年度】

既に電子出願を導入している国公立大学教職員からのヒアリング調査、関係団体との調整などを実施した。資料提供招請による事業者からの提供資料も参考に、調達に向けた準備を行った。

【令和4年度】

文部科学省や大学団体、高校団体等の関係団体に対し、システム導入についての説明と意見交換を行った。関係団体からの

		意見を踏まえ課題の整理を行い、実施方法部会及び大学入学共通テスト企画委員会において必要な審議を行った。 また、システム開発業務について8月に入札公告を行い、12月に契約を締結し、システム開発を開始した 【令和5年度】 令和4年度から引き続き電子出願システムの開発及び構築を進めるとともに、システムの導入に必要となる調達を行った。 また、電子出願システムの導入後の成績請求に係る対応について、大学向けにオンライン説明会を開催（令和5年12月8日、13日の2回）し、情報提供及び意見交換を行った。併せて、説明会を欠席した大学等を対象とした動画配信を行い、一層の周知を図った。 このほか電子出願システムの導入に伴う大学の個別試験への影響に関し、課題や対応方法について関係団体と意見交換しつつ調整を行った。 【令和6年度】 電子出願システムの基本的な機能は令和6年4月末に完成した。令和8年度共通テストからの電子出願システムの導入を目指し、関係団体や大学と意見交換して調整を行いつつ、高校生等を対象とした操作検証も行った（主な事項は下記のとおり）。また、それらの意見等を踏まえ、システムの改善や必要な開発等を行った。 ・ 本人確認等のために導入する各大学の出願システムからセンターの電子出願システムに受験者情報を照会・取得するAPI（Application Programming Interface：ソフトウェアやプログラム、Web サービスの間をつなぐインターフェース）方式について、各大学に導入に必要な情報提供及び意見交換を行うとともに、API連携が円滑に行われることを検証するため、令和6年12月から連携テストを行った。 ・ 電子出願システムを利用することになる全国11の高等学校の2年生を対象に実際に電子出願システムを操作してもらい、アンケート調査を行った。 このほか、令和8年度大学入学共通テストの出願手続きの電子化の予告について令和6年9月に、より詳細な情報を令和7年3月に公表、周知を図った。 (2)ー4 各種会議への参加 共通テストの実施における参加大学との緊密な連携の更なる強化や役割分担の明確化を図るため、国や依頼があった大学団体等の会議に参加し説明・資料提供を行った（大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会、国立大学協会総会、国立大学入試担当課長連絡会議、各都道府県等の共通テスト実施に係る連絡会議にて説明）。
(3) 独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、第4期中期目標期間に構築した体制により、業務ごとに予算と実績の管理を行う。	B	(3) 予算と実績の管理 独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえ、中期計画に沿って業務を試験事業、調査研究事業、大学情報の提供等事業に区分し、業務ごとに予算と実績を管理している。

項 目 別 の 状 況

中 期 目 標	3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員等の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。
------------------	--

中期計画	進捗状況	実績（進捗状況の判断理由）
3 給与水準の適正化 給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、センターの業務の特殊性を踏まえながら、引き続き、適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。	B	3 給与水準の適正化 役職員の給与については、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 130 号。以下「通則法」という。）第 50 条の 2 及び 10 において、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当該中期目標管理法の業務の実績及び職員の職務の特性、雇用形態その他の事情を考慮して定めることとされており、以下のとおり実施した。 (1) 「国家公務員の給与の改定」への対応 人事院勧告に基づく「国家公務員一般職の給与に関する法律」の改正内容を踏まえ、国家公務員に準じて以下の措置を講じた。 ア 役員 ○本給の改定 【令和 6 年 4 月】全ての役員を対象に引上げ（+8,000～13,000 円） ○期末特別手当の改定 【令和 4 年 6 月】年間の支給割合を 0.1 月分引下げ 【令和 4 年 12 月】年間の支給割合を 0.05 月分引上げ 【令和 5 年 6 月】年間の支給割合を 0.1 月分引上げ 【令和 6 年 3 月】年間の支給割合を 0.05 月分引上げ 【令和 7 年 3 月】年間の支給割合を 0.05 月分引上げ イ 職員 ○俸給表の改定 【令和 4 年 4 月～】初任給及び若年層の俸給月額引上げ（一般職、教育職 平均 0.3%） （+200～4,000 円） 【令和 5 年 4 月～】若年層に重点を置いた俸給月額引上げ（一般職、教育職及び指定職俸給表平均 1.1%） （+1,300～12,000 円） 【令和 6 年 4 月～】若年層が在職する号俸に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ（一般職、教育職及び指定職俸給表 平均 3.0%） （+3,300～28,300 円） ○期末手当の改定

【令和4年6月】年間の支給割合を0.15月分引下げ
 【令和5年12月】年間の支給割合を0.05月分引上げ
 【令和6年12月～】年間の支給割合を0.05月分引上げ
 ○勤勉手当の改定
 【令和4年12月～】年間の支給割合を0.1月分引上げ平成28年12月期の成績率を0.10（再雇用にあつては0.035）月分引上げ
 【令和5年12月】年間の支給割合を0.05月分引上げ
 【令和6年12月～】年間の支給割合を0.05月分引上げ

(2) ラスパイレス指数

センター職員と国家公務員との給与水準（年額）の比較指標であるラスパイレス指数は以下のとおりである。
 年齢階層による対国家公務員指数は100を超えているが、これはセンターの所在地が東京都特別区で、地域手当を国の1級地（東京都特別区）の支給率（20.0%）で支給しているためであり、1級地での比較（地域+学歴）で見ると、いずれも100を下回っており、適正な給与水準と考える。

【ラスパイレス指数の推移】

比較指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	比較指標の内容
法人基準年齢階層	101.8	100.8	102.5	102.6	年齢別人員構成のみで比較
（地域勘案）	91.3	90.2	91.8	92.1	勤務地（東京都特別区）を勘案した比較
（学歴勘案）	100.3	99.3	100.9	100.9	学歴区分を勘案した比較
（地域・学歴勘案）	90.4	89.5	90.8	90.9	勤務地及び学歴区分を勘案した比較

(3) 法定外福利厚生費

センターの法定外福利厚生費は以下のとおりである。

【法定外福利厚生費の使途】

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
職員の健康診断等※ ³	2,707千円	2,656千円	2,689千円	2,492千円
AED（自動体外式除細動器）の賃貸料	57千円	57千円	81千円	114千円
永年勤続者表彰	123千円 （勤続20年2人） （定年3人）	126千円 （勤続20年6人） （定年1人）	80千円 （勤続20年3人） （定年1人）	238千円 （勤続20年10人） （定年3人）
合計	2,888千円	2,839千円	2,850千円	2,846千円

※¹ （金額は、千円未満を切り捨てているため、端数処理の関係により合計の額は各項目の額の合計と合致しない。）

※² （レクリエーション経費は支出していない。）

※³ 令和6年度からは常備薬の代金を含む。

(4) 諸手当

諸手当は「宿直手当」、「管理職手当」以外、国に準じている。

ア 宿直手当

宿直手当は、人事院規則9-15第1条第1号に規定されている宿日直手当に相当する手当であり、共通テスト本試験にかかる宿直勤務について、定額を支給した。

【宿直手当の推移】

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
日数	計2日間	計2日間	計2日間	計2日間
延べ人数	13名	8名	14名	9名
支給額（1回）	5,700円	6,000円	6,100円	6,200円

なお、国の宿日直手当支給額は、勤務1回につき4,400円であるが、センターの宿直手当は、労働基準法第41条、同法施行規則第23条及び労働基準局通達に定められている宿日直手当の最低額（「宿直又は日直の勤務に就くことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1を下らない」）に基づき、所轄労働基準監督署長から宿日直勤務の許可条件とされている定額を支給した。

イ 管理職手当

管理職手当の支給額は国の同種の手当である「俸給の特別調整額」に準拠し、人事院規則9-17別表第二（第2条関係）に定める額と同額を支給した。「総務課長、事業第一課長、試験企画課長」の一般職5級の手当（69,400円）は、法人化前の人事院通知により官職指定されていた算定割合（三種）に準拠し算出した手当額を支給していたが、令和6年度より「財務課長、事業第二課長、事業第三課長及び参事」についても同手当額を支給している。

(5) 公益法人等に対する会費支出の見直し状況

該当なし。

項目別の状況

中期目標	V 財務内容の改善に関する事項
	1 計画的な収支計画の作成 18歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立的かつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。 2 保有資産 施設・設備については、共通テストの秘密保持に十分留意の上、計画的な整備を行う。

中期計画	進捗状況	実績（進捗状況の判断理由）
Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支及び資金の状況 【令和3年度】 ○ 収入については、成績提供手数料を増額改定したことにより、予算額に比して364百万円の増額となった。 ○ 支出については、旅費支給の見直しを図ったことにより委員会旅費が減少したこと、教職員数の減少により人件費が減少したことにより、予算額に比して614百万円の減額となった。 【令和4年度】 ○ 収入については、感染症対策等のための大学改革推進等補助金の補正予算が措置されたことにより、予算額に比して207百万円の増額となった。 ○ 支出については、大学に配分する試験実施経費を見直したこと及び伴走警備の見直しによる警備経費の減少により、予算額に比して304百万円の減額となった。 【令和5年度】 ○ 収入については、成績提供件数の増加により、予算額に比して96百万円の増額となった。 ○ 支出については、試験実施に係る経費を見直したことにより、予算額に比して249百万円の減額となった。 【令和6年度】 ○ 収入については、志願者数及び成績提供件数が増加したこと及び経過措置のための補助金が追加で措置されたことにより、予算額に比して860百万円の増額となった。 ○ 支出については、志願者数の増加により試験実施に係る経費が増加したこと及び経過措置のための補助金が追加で措置されたことにより、予算額に比して547百万円の増額となった。

1 期間全体に係る予算（人件費見積りを含む。）

【令和３～６年度収入・支出状況】

（単位：百万円）

区 別	令和３～６年度				
	中期計画予算額	予算額	決算額	差引増減額	備考
収入		(A)	(B)	(B)－(A)	
検定料	45,937	36,128	36,168	40	
成績提供手数料	7,637	8,063	8,776	713	※１
成績通知手数料	1,716	1,360	1,360	0	
その他	5,528	1,164	1,129	△35	
うちその他	－	61	72	11	
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	－	1,103	1,057	△46	
大学改革推進等補助金	913	2,693	3,437	744	※２
受託事業収入	－	－	64	64	
計	61,731	49,408	50,935	1,527	

支出		(A)	(B)	(A)－(B)	
業務経費	59,342	45,016	43,986	1,030	
うち人件費	4,394	3,844	3,623	221	
試験実施経費	54,142	40,649	40,028	621	
共通テスト情報提供経費	69	39	28	11	
入学者選抜方法改善研究経費	737	484	307	177	
一般管理費	1,326	1,308	1,195	113	
うち人件費	970	831	845	△14	
物件費	355	477	351	126	
予備費	150	150	9	141	
大学改革推進等補助事業費	913	2,693	3,309	△616	
受託事業等経費	－	－	47	△47	
計	61,731	49,166	48,546	620	

（主な増減理由）

※１ 成績提供件数が予測より増加したため。

※２ 補助金が追加で措置されたため。

2 期間全体に係る収支計画

【令和３～６年度収支計画】

（単位：百万円）

区 別	令和３～６年度				
	中期計画計画額	計画額	決定額	差引増減額	備考
費用の部	61,923	(A) 49,313	(B) 48,751	(A)－(B) 562	
経常費用	61,923	49,313	48,751	563	
財務費用					
雑損			0	0	

		<table><tr><td>収益の部</td><td>61,908</td><td>(A) 48,633</td><td>(B) 50,148</td><td>(B)－(A) 1,515</td><td rowspan="10">※ 1</td></tr><tr><td>検定料収入</td><td>45,937</td><td>36,128</td><td>36,168</td><td>40</td></tr><tr><td>手数料収入</td><td>9,353</td><td>9,423</td><td>10,136</td><td>713</td></tr><tr><td>受託収入</td><td>－</td><td>－</td><td>60</td><td>60</td></tr><tr><td>大学改革推進等補助金収益</td><td>913</td><td>2,693</td><td>3,309</td><td>617</td></tr><tr><td>資産見返運営費交付金戻入</td><td>20</td><td>18</td><td>17</td><td>△1</td></tr><tr><td>資産見返物品受贈額戻入</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>資産見返補助金等戻入</td><td>157</td><td>308</td><td>366</td><td>58</td></tr><tr><td>資産見返寄附金戻入</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>その他収入</td><td>5,528</td><td>61</td><td>88</td><td>27</td></tr><tr><td>臨時損失</td><td>－</td><td>－</td><td>73</td><td>73</td><td></td></tr><tr><td>臨時利益</td><td>－</td><td>－</td><td>230</td><td>230</td><td></td></tr><tr><td>純利益</td><td>△15</td><td>△680</td><td>1,555</td><td>2,235</td><td></td></tr><tr><td>前中期目標期間繰越積立金取崩額</td><td>304</td><td>1,201</td><td>906</td><td>△295</td><td></td></tr><tr><td>総利益</td><td>289</td><td>521</td><td>2,461</td><td>1,940</td><td></td></tr></table> (主な増減理由) ※ 1 成績提供件数が予測より増加したため。	収益の部	61,908	(A) 48,633	(B) 50,148	(B)－(A) 1,515	※ 1	検定料収入	45,937	36,128	36,168	40	手数料収入	9,353	9,423	10,136	713	受託収入	－	－	60	60	大学改革推進等補助金収益	913	2,693	3,309	617	資産見返運営費交付金戻入	20	18	17	△1	資産見返物品受贈額戻入	－	－	－	－	資産見返補助金等戻入	157	308	366	58	資産見返寄附金戻入	1	3	4	2	その他収入	5,528	61	88	27	臨時損失	－	－	73	73		臨時利益	－	－	230	230		純利益	△15	△680	1,555	2,235		前中期目標期間繰越積立金取崩額	304	1,201	906	△295		総利益	289	521	2,461	1,940		
収益の部	61,908	(A) 48,633	(B) 50,148	(B)－(A) 1,515	※ 1																																																																															
検定料収入	45,937	36,128	36,168	40																																																																																
手数料収入	9,353	9,423	10,136	713																																																																																
受託収入	－	－	60	60																																																																																
大学改革推進等補助金収益	913	2,693	3,309	617																																																																																
資産見返運営費交付金戻入	20	18	17	△1																																																																																
資産見返物品受贈額戻入	－	－	－	－																																																																																
資産見返補助金等戻入	157	308	366	58																																																																																
資産見返寄附金戻入	1	3	4	2																																																																																
その他収入	5,528	61	88	27																																																																																
臨時損失	－	－	73	73																																																																																
臨時利益	－	－	230	230																																																																																
純利益	△15	△680	1,555	2,235																																																																																
前中期目標期間繰越積立金取崩額	304	1,201	906	△295																																																																																
総利益	289	521	2,461	1,940																																																																																
3 期間全体に係る資金計画		【令和3～6年度資金計画】 (単位：百万円) <table><tr><th rowspan="2">区 別</th><th colspan="5">令和3～6年度</th></tr><tr><th>中期計画計画額</th><th>計画額</th><th>決定額</th><th>差引増減額</th><th>備考</th></tr><tr><td>資金支出</td><td>64,441</td><td>(A) 62,161</td><td>(B) 73,068</td><td>(A)－(B) △10,907</td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>業務活動による支出</td><td>62,150</td><td>49,812</td><td>48,518</td><td>1,294</td></tr><tr><td>投資活動による支出</td><td>470</td><td>398</td><td>6,188</td><td>△5,790</td></tr><tr><td>財務活動による支出</td><td>330</td><td>160</td><td></td><td>160</td></tr><tr><td>次年度への繰越金</td><td>1,490</td><td>11,792</td><td>18,361</td><td>△6,569</td></tr><tr><td>資金収入</td><td>64,441</td><td>(A) 62,161</td><td>(B) 73,197</td><td>(B)－(A) 11,036</td><td rowspan="7"></td></tr><tr><td>業務活動による収入</td><td>61,668</td><td>48,305</td><td>49,842</td><td>1,537</td></tr><tr><td>その他の収入</td><td>60,755</td><td>45,612</td><td>46,406</td><td>794</td></tr><tr><td>国庫補助金による収入</td><td>913</td><td>2,692</td><td>3,437</td><td>745</td></tr><tr><td>投資活動による収入</td><td>0</td><td>0</td><td>6,000</td><td>6,000</td></tr><tr><td>財務活動による収入</td><td>330</td><td>160</td><td></td><td>△160</td></tr><tr><td>前年度よりの繰越金</td><td>2,444</td><td>13,696</td><td>17,354</td><td>3,658</td></tr></table>	区 別	令和3～6年度					中期計画計画額	計画額	決定額	差引増減額	備考	資金支出	64,441	(A) 62,161	(B) 73,068	(A)－(B) △10,907		業務活動による支出	62,150	49,812	48,518	1,294	投資活動による支出	470	398	6,188	△5,790	財務活動による支出	330	160		160	次年度への繰越金	1,490	11,792	18,361	△6,569	資金収入	64,441	(A) 62,161	(B) 73,197	(B)－(A) 11,036		業務活動による収入	61,668	48,305	49,842	1,537	その他の収入	60,755	45,612	46,406	794	国庫補助金による収入	913	2,692	3,437	745	投資活動による収入	0	0	6,000	6,000	財務活動による収入	330	160		△160	前年度よりの繰越金	2,444	13,696	17,354	3,658									
区 別	令和3～6年度																																																																																			
	中期計画計画額	計画額	決定額	差引増減額	備考																																																																															
資金支出	64,441	(A) 62,161	(B) 73,068	(A)－(B) △10,907																																																																																
業務活動による支出	62,150	49,812	48,518	1,294																																																																																
投資活動による支出	470	398	6,188	△5,790																																																																																
財務活動による支出	330	160		160																																																																																
次年度への繰越金	1,490	11,792	18,361	△6,569																																																																																
資金収入	64,441	(A) 62,161	(B) 73,197	(B)－(A) 11,036																																																																																
業務活動による収入	61,668	48,305	49,842	1,537																																																																																
その他の収入	60,755	45,612	46,406	794																																																																																
国庫補助金による収入	913	2,692	3,437	745																																																																																
投資活動による収入	0	0	6,000	6,000																																																																																
財務活動による収入	330	160		△160																																																																																
前年度よりの繰越金	2,444	13,696	17,354	3,658																																																																																

○財務状況について（財務諸表）

【当期総利益及びその発生要因】

（令和３年度）

当期総利益 1,189 百万円が発生したのは、成績提供手数料を増額改定したことにより収入が増加したこと、及び旅費支給の見直しを図ったことにより委員会旅費が減少したこと、教職員数の減少により人件費が減少したこと等によるものである。

（令和４年度）

当期総利益 673 百万円が発生したのは、成績提供手数料を増額改定したことにより収入が増加したこと、及び大学に配分する試験実施経費や警備経費の見直しにより支出が減少したこと等によるものである。

（令和５年度）

当期総利益 328 百万円が発生したのは、成績提供件数が増加したことにより収入が増加したこと、及び試験実施に係る経費の見直しにより支出が減少したこと等によるものである。

（令和６年度）

当期総利益 271 百万円が発生したのは、志願者数及び成績提供件数の増加等により収入が増加したことによるものである。

【利益剰余金】

（令和３年度）

利益剰余金は、3,114 百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金 1,925 百万円及び当期総利益 1,189 百万円である。なお、利益剰余金の使途は、自己収入で取得した償却資産の減価償却費、不測の事態への対応、共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費である。

（令和４年度）

利益剰余金は、3,694 百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金 1,832 百万円、積立金 1,189 百万円及び当期総利益 673 百万円である。なお、利益剰余金の使途は、自己収入で取得した償却資産の減価償却費、不測の事態への対応、共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費である。

（令和５年度）

利益剰余金は、3,856 百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金 1,665 百万円、積立金 1,862 百万円及び当期総利益 328 百万円である。なお、利益剰余金の使途は、自己収入で取得した償却資産の減価償却費、不測の事態への対応、共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費である。

（令和６年度）

利益剰余金は、3,156 百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金 695 百万円、積立金 2,191 百万円及び当期総利益 271 百万円である。なお、利益剰余金の使途は、自己収入で取得した償却資産の減価償却費、不測の事態への対応、共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費である。

【繰越欠損金】

無し。

【運営費交付金債務の未執行率（％）と未執行の理由】

運営費交付金は交付されていない。

【溜まり金の精査の状況】

いわゆる溜まり金については、以下に着目して洗い出しを行った結果、該当するものはなかった。

- ① 運営費交付金以外の財源で手当てすべき欠損金と運営費交付金債務を相殺しているものは無い。
- ② 当期総利益は資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺していない。

4 計画的な収支計画の作成 18 歳人口の減少による志願者数への影響に伴う検定料収入の減少を踏まえ、受益者負担の在り方等を見直すことで収支を改善し、見直しの基本方針の趣旨を踏まえた自己財源による自立のかつ安定的な財政基盤を新学習指導要領に準拠した共通テストの開始までに確保するほか、収支差の平準化のための検討を行うとともに、既存業務の徹底した見直し・効率化等を進めることにより、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画に基づき運営する。	B	4 計画的な収支計画に基づく運営 各年度とも、年度当初に収支計画を策定し計画的に運営を行った。 なお、令和4年1月に理事を委員長とする財務経営委員会を設置し、財務・経営に関する組織的・継続的な検討を行う体制を構築した。同委員会において、当該年度予算や今後数年間のセンターにおける収支イメージに基づく運営の検討等を行った。 各年度の収支状況は以下のとおり。 【令和3年度】 成績提供手数料を1,200円に増額改定したこと、旅費支給の見直しを図ったことにより委員会旅費が減少したこと、教職員数の減少により人件費が減少したため収支計画の総利益は計画額に対し978百万円増となった。 【令和4年度】 成績提供手数料を1,500円に増額改定したこと、試験実施経費や警備経費が減少したことにより収支計画の総利益は計画額に対し386百万円増となった。 【令和5年度】 成績提供件数が増加したこと、試験実施に係る経費の見直しをしたことにより収支計画の総利益は計画額に対し250百万円増となった。 【令和6年度】 志願者数及び成績提供件数が増加したこと等により収支計画の総利益は計画額に対し197百万円増となった。
5 施設・設備に関する計画 共通テストの秘密保持に留意した上で、長期的視点に立った施設・設備の整備を行うとともに、防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保の観点から、必要な施設・設備の改修等を行う。	B	5 施設・設備の状況 (1) 業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備 長期的視点に立った施設・設備の整備及び防災、セキュリティの確保、安全な勤務環境の確保、並びに緊急性を考慮した「大学入試センターインフラ長寿命化計画（基本計画）」及び「大学入試センターインフラ長寿命化計画（個別施設計画）」を令和5年10月に策定した。 なお、各年度における施設・設備の改修等の状況は以下のとおり。 【令和3年度】 ① 保守対応期限を迎える自家発電設備用無停電電源設備の更新工事を行った。 ② 老朽化が進んだ東側増築棟の機械設備の改修工事を令和4年度に終了するよう業者の選定を行い、工事に着手した。 【令和4年度】 老朽化が進んだ北東側増築棟の機械設備の改修工事が令和4年5月に完了した。 【令和5～6年度】 本館中庭屋上防水、トップライトの改修工事を行った。 【令和6年度】 ① 本館・西側増築棟・北東増築棟・研究棟の屋上防水の改修工事を行った。 ② 老朽化した本館北側外部建具・東側シャッター等の改修工事を行った。 ③ 研究棟・書庫棟の老朽化した空調機器の更新工事を行った。 ④ 研究棟の照明器具、本館の誘導灯器具のLED化工事を行った。 (2) 実物資産の保有状況 ① 実物資産の名称と内容、規模 業務実施のための大学入試センター本館を保有している。なお、講師寄宿舎を保有していたが、令和元年度における講師寄宿舎の廃止決定に基づき、令和2年9月30日をもって廃止し、令和6年5月31日に国庫納付が完了した。 大学入試センター本館

所在 東京都目黒区駒場二丁目 19 番 23 号
 土地 15,352 m²
 建物 3 階建、鉄筋コンクリート（延べ面積 14,356 m²）
 ・ 講師寄宿舍【令和 6 年 5 月 31 日国庫納付】
 所在 東京都目黒区駒場二丁目 20 番 2 号
 土地 922 m²
 建物 2 階建、鉄筋コンクリート（延べ面積 681 m²）

② 保有の必要性（法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等）

センターは、大学が共同して実施する共通テストに関し、一括して実施することが適当な問題作成や出願受付、採点、成績提供等の業務を行っている。

大学の入学者選抜試験の一部である共通テストは、毎年約50万人が出願しており、適切な問題の作成、セキュリティの確保及び膨大な量の採点等の処理などの業務を毎年着実に実施することが求められている。

このため、下記の施設等が必要不可欠であり、現有資産を保有する必要がある。

ア 施設

- i 試験問題を作成するに当たり、約450～700人の大学教員等が全国から集まる部会をセンター内で年間延べ約1,150～1,750日程度開催し、作成・チェック等を行うためのスペース。
- ii 志願票の受付、共通テストの採点、成績処理するためのスペース。
- iii 共通テストの改善等のための研究を行うためのスペースの確保。

イ 環境

- i 問題作成等の作業のために全国から来所した多数の教員等のための交通至便かつ近隣の宿泊施設が必要。
- ii 共通テストの実施準備において、必要に応じて文部科学省、大学、高等学校関係団体との協議を行うことが可能となる立地。また、特に共通テスト当日において、緊急対応が必要となった場合には、文部科学省等に速やかに情報提供し、対応を協議するために迅速な往来が可能となる立地。

③ 有効活用の可能性等の多寡

センターでは、現有資産を有効に活用し、共通 1 次試験やセンター試験等の業務を長年に渡り安定的かつ着実に実施してきた。今後も現有資産を有効活用し、共通テストを滞りなく実施していく。

④ 見直し状況及びその結果及び⑤処分又は有効活用等の取組状況／進捗状況

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）において、「現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上で、平成 22 年度中に検討し、結論を得る。」との指摘を受けた。

このことから、センターでは、外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、規模・コスト・立地等を検証した結果、センターは、センター試験を着実に実施するためにも、また、経済効率的にも現在地で、今後 30 年以上使用可能である現有建物を活用して業務を実施していくことが最善であるとの結論を平成 23 年 3 月に得ている。

なお、講師寄宿舍を保有していたが、令和元年度における講師寄宿舍の廃止決定に基づき、令和 2 年 9 月 30 日をもって廃止し、令和 6 年 5 月 31 日に国庫納付が完了した。

⑥ 政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況

該当なし。

		⑦ 基本方針において既に個別に講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等の資産の利用実態の把握状況や利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況 大学入試センター本館については、センターと大学が共同して行う共通テストの実施に関して、約 450～700 人の大学職員等が全国から集まり年間延べ約 1,150～1,750 日程度の部会を開催するなど、センターが一括して実施することが適当な問題作成や出願受付、採点、成績提供等の業務を行っている。 保有する施設の必要性について、外部の学識経験者を含む「保有資産に関する検討委員会」を設置し検討を行い、規模・コスト・立地等を検証した結果、平成 23 年 3 月に、センター試験等業務を着実に実施するためには、現有地で現有建物を活用することが最善であるとの結論を得たが、今後も引き続き不断の検証を実施する。 また、講師等宿泊施設については、令和元年度における講師寄宿舍の廃止決定に基づき、令和 2 年 9 月 30 日をもって廃止、令和 6 年 5 月 31 日に国庫納付を完了した。 ⑧ 見直し実施計画で廃止等の方針が明らかにされている宿舍以外の宿舍及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直し及び有効活用の取組状況 該当なし。 ⑨ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組 共通テストの実施機関であり、セキュリティ上部外者の入構を制限しているが、OMRについては外部利用を進めており高等学校卒業程度認定試験で利用されている。
IV 短期借入金の限度額 30 億円（年度当初の運営資金、不測の事態への対応のための経費に必要となる可能性があるため。）	—	IV 短期借入金の有無及び金額 今期間中は特になし。
V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 講師寄宿舍（東京都目黒区駒場二丁目 20 番 2 号、923.51 m²）について、令和元年度における廃止決定を踏まえ、国庫納付を行う。	B	V 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分 講師寄宿舍について、令和 2 年 9 月 30 日をもって廃止、令和 6 年 5 月 31 日に国庫納付を完了した。
VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産以外の重要な財産の譲渡又は担保に関する計画 今期間中は特になし	—	VI 重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況 今期間中は特になし。
VII 剰余金の使途 不測の事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費に充当する。	B	1 利益剰余金の有無及びその内訳 令和 6 年度末において利益剰余金は、3,156 百万円となった。内訳は、前中期目標期間からの繰越積立金 695 百万円、積立金 2,191 百万円、当期総利益 271 百万円である。なお、利益剰余金の使途は、自己収入で取得した償却資産の減価償却費、不測の事態への対応、共通テスト及び調査研究の充実・改善、質の向上に係る経費である。 2 利益剰余金が生じた理由 令和 6 年度末においては、前中期目標期間から繰り越した積立金 695 百万円及び積立金 2,191 百万円、志願者数及び成績提供件数が増加したこと等による収入の増加等により当期総利益 271 百万円が生じたため。

項 目 別 の 状 況

中 期 目 標	Ⅵ その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等、内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的に内部監査等によりモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。 2 トップマネジメントの促進 国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するための理事長のトップマネジメントを促進する。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。 3 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 また、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、試験問題に係る秘密保持を確保するなど、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。 4 人材の確保・育成 センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。 5 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化 試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。 6 情報の公開 業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすい情報開示を図るとともに、毎年度、積極的な開示を行う。
------------------	---

中期計画	進捗状況	実績（進捗状況の判断理由）
Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項等	—	—
1 積立金の使途 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額について、不測の	B	1 積立金 積立金は以下のとおりである。 (1) 目的積立金の有無及び活用状況 目的積立金はない。

事態への対応並びに共通テスト及び調査研究の充実・改善，質の向上に係る経費に充当する。		(2) 積立金の支出の有無及びその用途 前中期目標期間繰越積立金を以下の経費に充当した。 【令和3年度】 不測の事態の対応として共通テスト追試験会場の47都道府県設置及び津波警報による岩手県立大学宮古短期大学部試験場の再試験の実施にかかる経費に充当 【令和4年度】 施設・設備の老朽化対策として、北東増築棟改修機械設備その他工事及び警備カメラシステムの更新に充当 【令和5年度】 施設修繕、問題冊子等輸送のためのアルミ製コンテナの購入等に充当 【令和6年度】 電子出願システムの開発・改修、施設修繕、問題冊子等輸送のためのアルミ製コンテナの購入等に充当
2 内部統制 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の充実・強化を図るため、内部統制委員会の開催やコンプライアンスの徹底等内部統制環境を整備・運用するとともに、不断の見直しを行う。また、定期的なモニタリングや検証を行い、監事による監査機能・体制を強化する。	B	2 内部統制 内部統制の充実・強化に資するよう、以下を計画的かつ着実に実施した。 (1) リーダーシップを発揮できる環境の整備状況と機能状況 〈環境の整備状況〉 ① 理事長の補佐体制 理事長がリーダーシップを発揮するため、その下に理事長を補佐する「理事」、共通テストと調査研究の業務を総括する「試験・研究統括官」及びそれを補佐する「試験・研究副統括官」を置いている。 また、令和5年2月から、理事長の命を受け、特定の事項を掌理する「審議役」を置き、理事長の補佐体制をさらに強化した。 ② 役員会議 理事長は、センターの業務運営等に関する重要事項を審議し、理事長の意思決定を補佐するため、理事、監事、試験・研究統括官、試験・研究副統括官、審議役、部長等で構成する「役員会議」を原則毎月開催した。 また、役員会議には、全ての課長も出席し、必要に応じて意見を述べることにしている。 ③ 運営審議会 理事長の諮問に応じ、センターの事業計画その他重要事項について審議するため、大学及び高等学校関係者等で構成する「運営審議会」を設置し、理事長のマネジメントの参考としている。 ④ 権限の委任 業務の効率化を図るため、定型的なもの及び軽易なものに限って権限を委任した。 〈環境の機能状況〉 ⑤ 予算 予算については、役員による各課からのヒアリング実施後、財務経営委員会における検討を踏まえ配分案を作成し、運営審議会及び役員会議の審議を経て、理事長が決定した。 ⑥ 人事

教員人事については、選考に当たっては選考基準を設け、理事長を委員長とする教員人事委員会で審議の上、採用・再任を決定している。

事務職員人事については、理事長の指示のもと、人事基本計画（理事長裁定）に基づき大学等との人事交流等を行った。また、職員の採用に当たっては、センターの現状を考慮し、必要な資質能力を備えた者を採用した。

⑦ 研究開発

大学入学者選抜の改善、大規模一斉共通試験に関する研究を推進し、大学及び高等学校教育の振興に資するため、「大学入試センター研究ミッション」（平成 29 年 10 月策定）に基づく研究を推進するよう指示を行った。

(2) 組織にとって重要な情報等についての把握状況

① 参加大学等関係者からの情報把握

共通テストを実施するためには、参加大学や高等学校関係者及び文部科学省との連携協力が必要不可欠である。そのため、大学及び高等学校関係者で構成される「大学入学共通テスト企画委員会」及び「実施方法部会」を開催し、試験の実施方法の改善に関して、直接大学や高等学校の関係者から実情や意見・要望等を把握するとともに、文部科学省の会議や国立大学協会等の会議に出席し、政府や国立大学の動向について、直接情報を把握した。

② センター内の情報把握

小規模な組織のメリットを活かし、理事長は、年度計画に沿って担当部課長から直接報告を受けるとともに、重要事項等については関係役職員を招集し情報を把握した。

(3) 役職員に対するミッションの周知状況及びミッションを役職員により深く浸透させる取組状況

① 役員会議等

年度当初に理事長が直接、役職員に対しミッションを周知徹底するとともに、役員会議等に出席・陪席している各部課長を通じ全職員に対し理事長の意思を周知徹底した。また、各種会議・研修等の機会を捉えて、理事長自ら職員に対して共通テスト検討体制、研究開発部の活性化、業務運営の改善、経費の節減合理化及び収入増加方策などについて見直し・改善するよう指示を行った。

② 部課長連絡会、教員会議等

理事を中心とした部課長連絡会（毎週開催）、研究開発部長を中心とした教員会議（毎月開催）の場を通じて、ミッションの周知徹底を図るとともに業務の進捗状況等の把握を行い、必要に応じ理事長に報告した。

(4) 組織全体で取り組むべき重要な課題（リスク）の把握状況、対応状況

① センターにおける最重要なミッションは、共通テストの着実な実施であり、その障害となるリスクを回避するための情報を把握するとともに必要に応じて対策を講じている。

② 共通テスト実施後、各大学・センター職員から意見・要望を聴取してリスク等を洗い出し、必要に応じて次年度の共通テスト実施に反映させている。

③ 作成している事業継続計画（BCP）がより有効に機能するよう、共通テスト実施前・実施中・実施後に場合分けしている。

④ 大規模災害への対応

ア 巨大地震の発生など、共通テストの実施に影響を及ぼす大規模災害における対応フロー等について、毎年度マニユ

		アルの見直しを行った上で共通テストに臨んだ。 イ 毎年度、危機管理等委員会において、大規模震災発生による共通テスト実施のリスクへ対応するための「大規模震災対応マニュアル」及びセンターが大規模災害等により被災した場合においても役割を適切に果たすための「大規模災害時業務継続計画」の見直しについて審議し、必要な改定を行った。 ウ 平成 24 年度から、大地震発生時に役職員の安否をメールで確認するとともに緊急参集等の連絡を行うことができる安否確認システムを導入し、定期的に大規模災害の発生を想定した安否確認等の訓練を実施した。 エ 防災訓練及び非常時参集要員向け研修を定期的に実施した。 オ 災害時の非常用食料、毛布、簡易トイレ等を計画的に備蓄・整備している。 (5) 未達成項目（業務）についての未達成要因の把握・分析・対応状況 該当なし。 (6) 内部統制のリスクの把握状況、また、内部統制のリスクがある場合、その対応計画の作成・実行状況 センターにおける最大のリスクは、共通テストの実施に影響する試験問題の漏洩などセンターの信頼を損なう事態の発生である。これを防ぐため各部課において、リスクを把握して改善策を検討し取り組むとともに、不断の見直しを行ってきた。また、理事長は会議等の機会を捉えて役職員にミッションの周知徹底を指示するとともに、年度計画に沿って業務が行われているか担当部課長から報告を受けたほか、内部監査、監事監査等によるモニタリング実施結果の報告を受け、内部統制が有効に機能しているかチェックした。 ① 試験問題など試験に係る情報管理については、より確実なものとするため不断の検証を行い、計画的にセキュリティ対策に取り組んだ。 ② 会計処理については、会計内部監査を実施し、その結果を理事長に報告するとともに監事にも報告した。また、会計監査人による監査が実施され、監査報告書が理事長に提出された。 ③ 契約については、平成 22 年 4 月に公表した随意契約の見直し計画に基づき、その改善に取り組むとともに、外部有識者を含む契約監視委員会による契約内容のチェックを行った。 ④ 情報セキュリティについては、情報システム監査においてセキュリティ対策等の監査を計画的に行い、その結果について最高情報セキュリティ責任者（CISO/理事）に報告した。 ⑤ センターにおける内部統制に係る取組を確認する観点から、内部統制委員会を開催し、リスク対応計画における各課等の取組状況及び改善策について検討した。内部統制委員会における検討結果を踏まえ、危機管理等委員会において、共通テストを含む法人全体としての具体的なリスク・対応等を見直し整理した。 (7) 法令の遵守 職務の執行の公正性の確保、業務運営上の不正行為等の早期発見及び是正、また、公的研究費の適正な運営・管理及び研究活動における不正行為の防止等の観点から、関係規則の整備をするなど、業務に係る法令遵守に努めている。 (8) 監事監査を通じたモニタリング（資料編 p.19【資料 16】参照） ① 監事が理事長へのマネジメント等に関する監査を通じ、マネジメント・内部統制に関するモニタリングを行った。 監事監査では、中期目標を達成するため中期計画・年度計画の実施状況やその妥当性に留意した監査、理事長が内部統制を適切に整備・運用しているかを含めた理事長のマネジメントに留意した監査を以下のとおり行った。
--	--	---

		・監事は、毎年の監査計画を立て監査の重点事項等について理事長に説明するとともに、役員会議において周知した。 ・その監査計画に基づき、5～6月にかけて前事業年度の業務に関する定期監査を実施し、書類及びヒアリングによる監査を行い、業務の取組状況について監査した。なお、令和6年度監査においては、各部課長から業務概況等のヒアリングを行うのみならず、現場の実態を把握するため、担当する係長や係員からも適宜ヒアリングを行った。 ・10月に当該事業年度の業務について中間監査を実施し、定期監査のフォローアップを行った。 ・会計業務については、毎月月次監査を実施するとともに、決算監査について監査法人からヒアリングを行った。また、センターが行う内部監査結果についても報告を求めた。 ・センターの運営等に関する重要事項を審議する役員会議や運営審議会に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、理事長のマネジメントについて監査した。 また、大学入学共通テスト企画委員会等に出席し、共通テストの企画段階における監査を行った。 ・共通テストの実施面では、共通テスト本試験及び追・再試験当日は実施本部に常駐し、共通テストが確実に実施されているか等の実施状況を確認した。 ・日常的に、文部科学大臣等に提出する重要書類、契約に関する重要書類を監査した。 ・監査計画立案、監査報告に際して会計監査人と意見交換を行い、適切な監査を実施した。 ② 監事監査における改善点等の法人の長、関係役員に対する報告状況 監事監査の結果については、定期監査、中間監査ともに理事長に報告し、意見交換した。また、役員会議においても報告するとともに、留意点等について説明し、改善を求めた。改善を要する業務については、この監査結果を踏まえて業務を行うよう理事長から指示し、改善を図った。 ③ 監事監査における改善事項への対応状況 全体として重大な指摘事項はなかったものの、今後の各業務に期待することなどについてコメントを得ており、対応状況等については適宜フォローアップ等を行った。 なお、監査結果において、ハラスメント相談窓口や内部通報受付窓口がわかりにくいという指摘を受け、内部システムの掲示板のわかりやすい場所に受付窓口を掲載するなど、監事監査を業務の改善につなげている。 (9) 会計内部監査 会計内部監査に関する監査事項や監査員等の基本的事項を規定で定めた「会計内部監査の実施に係る取扱い」に基づき、年1回会計内部監査を実施した。その他、日常的に起こり得る不正行為やその他誤びゅう等の発生を防止・発見するため、監査担当係において会計書類の日常監査を実施した。 (10) 会計監査法人による監査 前年度の財務諸表等について、会計監査人による監査を年1回実施した。
3 トップマネジメントの促進 国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たし、直面する課題に適切に対応するための理事長のトップマネジメントを促進する。その際、センターの政策実施機能を最大化すべく、役職員のモチベーションや使命感の向上といった点にも留意する。	B	3 トップマネジメントの促進 国の政策動向や社会情勢の変化を踏まえつつ、センターの使命及び社会的責任を果たすため、理事長のリーダーシップの下、文部科学省をはじめ参加大学や高等学校関係者との連携・協力の上、トップマネジメントを促進した。 共通テスト実施においては、18歳人口の減少に伴う検定料収入の減少を踏まえた財政基盤の確保の一つとして令和3年度、令和4年度に成績提供手数料の増額改定を行った。また、令和3年度、令和4年度には、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じた上で試験を実施、令和5年度には、令和6年能登半島地震の発生に係る速やかな状況把握や理事長メッセージの発信、特例措置の実施決定など、直面する課題に対応、令和6年度には理事長のリーダーシップの下、現行の共通テストの実施方法等の改善方策、その他センターの実施する試験の在り方について、広く検討を行った。

		調査研究については、令和３年度に、研究開発戦略に基づき、試験評価解析研究部門を試験技術研究部門に、試験基盤設計研究部門を高大接続研究部門に変更し、研究開発機能の向上を図った。また、外部委員による評価結果や研究代表者からのヒアリングの結果を踏まえ、センター研究ミッションに沿った研究予算の配分を行い、計画的かつ着実に実施するよう促した。 さらに、令和５年度より、理事長のリーダーシップの下に配分する理事長裁量経費について、調査研究等のほか、事務局（総務部、試験企画部、事業部）が実施する取組に関し申請が活性化するよう、募集要項を見直し事務局に周知した。申請に基づき精査の上で採択を行い、各部課における業務改善等の推進に資する取組を支援した（令和５年度：４件、令和６年度：３件）。
４ 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ (1) 情報システムの整備・管理 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）にのっとり、PMO の設置等の体制設備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 (2) 情報セキュリティ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。また、試験問題等のデータ管理を厳格に行い、試験問題に関する情報の管理のルールを厳格化した上で、関係者に更なる周知徹底を図るとともに、個人情報保護のために必要な体制等の充実を図る。さらに、情報セキュリティ対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。	B	４ 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ (1) 情報システムの整備・管理 総務部業務・システム最適化推進室を発展的に改組し、情報化統括責任者（CIO）、情報化統括責任者（CIO）補佐官、総務部長、事業部長等で組織するPMO（Portfolio Management Office）を令和５年１１月に設置した。 また、センターにおける情報システムの適切な整備等を行うため、情報システム監査を実施し、その結果について情報化統括責任者（CIO）に報告した。 (2) 情報セキュリティ ①ー１ 組織等 センターにおいては、「情報システムセキュリティ規則」及び、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に準拠して策定した「独立行政法人大学入試センターサイバーセキュリティ対策基準」（以下「対策基準」という。）等に基づき、最高情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ委員会等を置き、情報セキュリティ対策に係る組織・体制を整備している（資料編 p.20【資料 17】参照）。 ①ー２ 対応等 「対策基準」に基づき、情報セキュリティ委員会での審議を経て、各年度の「情報セキュリティ対策推進計画」を策定した。また、同計画に基づき、以下のとおり、サイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組んだ。 ・事務用電子計算機システムにおいては、個人情報等の機微な情報をインターネットなどの外部ネットワークから遮断されたクローズドネットワークで管理している。 ・端末の紛失、盗難、不正プログラムの感染等により情報窃取されることを防止するため端末に情報を残留させない機能を導入している。 ・全役職員を対象にした標的型メール攻撃に対応するための訓練や、CSIRT の要員を対象に CSIRT 訓練（標的型メール攻撃によりマルウェアに感染したこと等を想定）を実施した。 ・全役職員を対象にした情報セキュリティ研修や情報セキュリティ対策の自己点検を実施した。 ② 試験問題に関するセキュリティ ・試験問題に係るデータ管理を強固なものとするため、専用サーバによる部会用電子計算機システムを使用するとともに、専用サーバ室の生体認証による入退室管理を行うなど、厳格な管理体制を維持した。 ・試験問題の秘密保持、当該データの使用手順等のデータ管理のルールについて、試験問題作成委員に対しては、年度当初の分科会長会議において事務局から説明し確実に周知徹底を行うとともに、必要に応じて各部会の開催時に秘密保持の意識を高めるため分科会長を通じて周知を行っている。関係職員に対しても、試験問題の秘密保持のために必要な管理上のルール等について、事業第二課への配属時に説明するとともに、必要に応じて随時確認を行った。 ・管理上のルール等については必要に応じて随時見直し、改善を図ることとしており、変更があった場合には、関係職員をはじめ各部会委員に対し説明の上周知徹底を図り、適切な情報管理を行った。

5 人材の確保・育成 センターの人事基本計画を踏まえ、新規採用や人事交流を通じ必要な資質能力を備えた人材の確保を図るとともに、共通テストを着実に実施できる適正な配置を行う。また、大学等を取り巻く環境が変化する中で、センターが期待されている役割を担うために必要な能力や情報セキュリティ、財務会計等の業務遂行に当たって求められる専門的能力を伸長させる研修等の人材育成に向けた取組を積極的に行う。	B 5 人材の確保・育成 人事基本計画に基づく取組については、以下の(1)～(7)を計画的かつ適切に実施した。(資料編 p.21【資料18】参照) (1) 人材確保 ① 新規採用について 各年度とも職員の年齢構成バランスを勘案し、計画的に採用した。 【令和3年度】 事務職員を「令和3年度国立大学法人等職員採用試験合格者」のから5人採用した。 【令和4年度】 事務職員を「令和4年度国立大学法人等職員採用試験合格者」から4人、「令和3年度国立大学法人等職員採用試験合格者」から1人採用した。 【令和5年度】 事務職員を「令和5年度国立大学法人等職員採用試験合格者」から1人、「令和4年度国立大学法人等職員採用試験合格者」から1人採用した。 【令和6年度】 事務職員を「令和6年度国立大学法人等職員採用試験合格者」から2人、「令和5年度国立大学法人等職員採用試験合格者」から1人採用した。 ② 「障害者の雇用の促進等に関する法律」を踏まえた取組 障害者の雇用については、重度身体障害者等を常勤職員として雇用しており、法定雇用率を達成した。 (2) 職員研修 ① 選択制研修 職員の職務遂行能力を向上させるため、職場・職員のニーズにあった研修を受講できるよう民間業者が実施する公開講座を活用した選択制研修を実施。 ② メンタルヘルス研修 独立行政法人大学入試センターにおける人事に関する基本計画に基づき、メンタルヘルスの不調を事前に防止するため、全職員を対象として実施。 ③ 情報セキュリティ研修 対策基準に基づき、日々の業務を遂行する上で重要となる「情報セキュリティ対策」について理解を深めるため、全役職員を対象として実施。 ④ 標的型メール訓練 情報セキュリティ対策に係る教育の一環として、サイバー攻撃に対する役職員のセキュリティ意識の向上を図るため、全役職員を対象に標的型メール訓練を実施。訓練実施後には初動対応方法についての周知及び攻撃型メールの注意喚起を併せて行っている。 ⑤ 国の行政機関、国立大学法人等が主催する研修
---	---

職員の職位、実務経験に応じて資質能力の充実を図るため、計画的に国の行政機関、国立大学法人等が主催する職務階層別研修、教養研修及び実務研修に参加させた。

(例)

- ・情報公開・個人情報保護制度・公文書管理の運用に関する研修会
- ・関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー（財務の部）

⑥ 個人情報保護管理者・保護担当者研修

各部課における保有個人情報の適切な管理を確保するため、保有個人情報の安全管理において中心的な役割を担う各部課の個人情報保護管理者・保護担当者を対象とした研修を実施。

⑦ 個人情報保護研修・個人情報保護に係る説明・啓発資料の掲載

全役職員が保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るため、研修や説明・啓発資料の掲載を実施。

⑧ ハラスメント研修

ハラスメントに対する認識を深めるとともに、職場におけるハラスメントを防止するため、全役職員を対象にハラスメント研修を実施。

⑨ 各大学の入試業務に関する実務型研修

各大学における入試業務を経験させることにより、大学入学試験に関する専門的な知識・理解を得させることを目的とし、令和5年度以降、大学の入試業務の現場に職員を派遣する実務型研修を実施。

⑩ 法人文書管理研修

各部課等の職員が法人文書の管理を適切かつ効果的に行うため、必要な知識及び技能の習得、向上を目的に全役職員を対象とした法人文書管理研修を実施。

⑪ 非常時参集要員向け研修

センターが大規模災害時等により被災した場合においても適切な役割を果たすことができるよう理解を深めるため、大規模災害時業務継続計画における非常時参集要員に対して研修を実施。

⑫ 内部統制・危機管理研修

センターのミッションを有効かつ効率的に果たすための仕組みである「内部統制」と自然災害等の危機発生時に被害及び影響を最小限に抑えつつ業務を遂行するための「危機管理」について、職員の知識・技能の習得及び意識向上を目的に全役職員を対象とした研修を実施。

⑬ 障害者差別解消法研修

障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項や障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について、理解を深めることを目的に全役職員を対象とした研修を実施。

⑭ 係長級課長補佐級研修

センターの係長・課長補佐として求められる役割を、上司・部下の視点から改めて認識し、成果をあげるために必要なマネジメントスキルを習得させるための研修を実施した。

(3) 人員の適正配置

- ① 組織の業務を精査し、必要に応じて組織の見直し（p. 40 実績の欄(1)－ 1 参照）を行い、センター全体として適正に人員を配置した。
- ② 職員の配置に当たっては、業務の性質、当該職員の能力・適性・希望を総合的に判断し行った。

(4) 人事交流

国立大学等と人事交流を行うとともに、民間企業からの出向者を受け入れた。（p. 40 実績の欄(1)－ 2 参照）

(5) 雇用環境整備**① 「次世代育成支援対策推進法」を踏まえた環境整備**

環境整備のため、以下の取り組みを実施した。

- ・ノー残業デー（毎週金曜日）を設けるなど、時間外勤務の縮減を図った。
- ・年次有給休暇の計画的使用に取り組んだ。
- ・期間を通じ 14 人の職員が育児休業を取得した。

② 職員の心身の健康管理対策

健康管理対策として、以下の取り組みを実施した。

- ・各部署にハラスメント相談員を配置した。
- ・メンタルヘルス研修を実施した。
- ・インフルエンザの予防接種の機会を提供した。
- ・「心の健康問題により休業した職員の職場復帰支援に関する要項」に基づき、円滑な職場復帰を進めるための支援を行った。
- ・長時間労働者及び面談指導の申し出があった者に対し産業医の面談を実施した。
- ・衛生委員会を毎月開催、健康障害の防止及び健康の保持増進を図るために空気環境測定等や職場巡視などを行った。
- ・ストレスチェックを実施した。
- ・タイムカードの運用により、労働時間の適正な把握に努めた。
- ・ハラスメント防止規則を改正し、ハラスメント発生時の調査体制を強化した。

③ 新型コロナウイルス感染予防対策

令和 3 年度及び令和 4 年度において、感染防止対策として、以下の取組みを実施した。

感染症対策として、以下の取組を実施した。

- ・始業・終業時刻を最大 2 時間の範囲内で繰上げ又は繰下げを可能とし、勤務時間の弾力的な運用として時差通勤を推奨した。
- ・職員が感染症と診断された場合は就業禁止とした上で特別休暇とし、感染者の濃厚接触者として特定された場合等も特別休暇として取り扱った。
- ・ワクチン接種時及びワクチン接種に伴う副反応が生じた場合は、特別休暇として取り扱うことができるようにした。
- ・感染拡大等の局面においては、在宅勤務を推奨、シフト制を組む等、出勤人数の削減や接触機会の減少を図った。
- ・手洗い・うがいなどを奨励するポスターを掲示した。
- ・消毒液を、玄関やトイレに加え、執務室入口や会議室入口等にも設置した。

- ・外部委員が参加する各種会議等について、委員の移動や接触機会の減少にも配慮し、Web 会議の実施を推進した。
- ・在宅勤務用にクラウド型リモートアクセスサービスや個人の携帯端末を利用した公私分計サービスを継続的に利用した。
- ・職員やセンターに常駐する業者職員の感染が確認された際には、全役職員に対して、掲示板で感染症対策の呼びかけを改めて周知した。

(6) 適正な人員配置

業務を効率的に遂行するため、組織全体の業務を精査し、適正な人員配置を行い、常勤職員数の適正化を図った。

【常勤職員数の推移表】（各年度４月１日現在）（人）

事業年度	理事長	理事	監事	試験・研究統括官	試験・研究副統括官	教授	准教授	助教	※（事務・技術）一般職	合 計
令和３年度	1	1	1	1	1	4	5	3	99	116
令和４年度	1	1	1	1	1	5	4	2	97	113
令和５年度	1	1	1	1	1	6	5	1	100	117
令和６年度	1	1	1	1	1	6	6	1	100	118

※ 試験問題調査官（令和３年度 12 人・令和４年度 11 人・令和５年度 11 人・令和６年度 11 人）を含む。

(7) その他

１年単位の変形労働時間制の実施

事業部において、繁忙期と閑散期の隔たりが大きくその差を調整するために、令和元年度から導入した１年単位の変形労働時間制を実施。

6 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化

試験を共同実施する大学等との意思疎通・情報共有が図られ、円滑に試験が実施できる体制の構築・強化に向けた取組を推進する。また、大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組を推進し、必要な支援を行う。

B

6 関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化

関係機関・団体への支援や協働体制の構築・強化のため、以下のとおり取り組んだ。

(1) 参加大学の役割についての説明、参加大学の意思の反映

I－１ のとおり。

(2) 参加大学との協働体制の構築・強化の推進

① 説明資料の提供・入試担当者連絡協議会の開催

参加大学専用の特設サイトにより、参加大学の担当者に対して解説付きのスライド資料等を随時提供し、実施要領、監督要領、輸送要領、成績提供要領をもとに、各年度共通テストの実施方法の変更点等必要な事項を中心に試験実施業務等の具体的内容について周知を行った。

スライド資料については、各大学の担当者が分かりやすく、さらに学内関係者へ周知しやすいように、過去のトラブルや対応事例を精選し、関係者の理解を得よう改善した。

また、各提供資料は、編集可能なファイル形式とし、各大学がダウンロードして学内の監督者説明会等で使用できるよ

う配慮した。

〔資料提供状況〕

事業年度	資料提供状況
令和3年度	・資料の提供回数 9月：1回、11月：2回、12月：2回、1月：1回 ・対象大学数 864 大学 ・各資料を確認した大学数 864 大学（閲覧率 100%）
令和4年度	・資料の提供回数 9月：1回、11月：1回、12月：2回、1月：1回 ・対象大学数 870 大学 ・各資料を確認した大学数 870 大学（閲覧率 100%）
令和5年度	・資料の提供回数 9月：1回、11月：2回、12月：1回、1月：1回 ・対象大学数 864 大学 ・各資料を確認した大学数 864 大学（閲覧率 100%）
令和6年度	・資料の提供回数 8月：1回、9月：1回、10月：2回、11月：3回、12月：1回 ・対象大学数 838 大学 ・各資料を確認した大学数 838 大学（閲覧率 100%）

※各資料の確認状況については、各参加大学にアンケート調査を実施している。

また、令和6年度においては、参加大学の担当者に対しオンラインにて「入試担当者連絡協議会」を以下のとおり開催し、実施要領・監督要領・輸送要領・成績提供要領をもとに、試験の実施方法の変更点や試験実施業務等の具体的内容について周知するとともに協議を行った。

〔入試担当者連絡協議会開催状況〕

事業年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施期日	実施せず	実施せず	実施せず	9月12日、20日
参加大学数	－	－	－	※1,010 大学

※ 両日参加している場合、重複を含む。

② 監督者を始めとした試験実施関係者への周知徹底

各大学に対し、監督者等への監督業務及び担当業務を周知徹底するための監督者等説明会を開催し、全ての監督者等に以下を説明するよう要請した。また、監督者等説明会に出席できない者に対しては、説明会の別途開催や個別説明などを依頼した。

- ・共通テストは参加大学とセンターが協力して共同で実施する試験であること
- ・各担当の業務内容
- ・前年度共通テストとの変更点
- ・各業務において実施上のミスやトラブルが発生した場合、再試験の実施など受験者に多大な影響を与えるおそれがあること
- ・不測の事態が発生した場合の対応方法等
- ・不正行為の取扱い

さらに、監督業務を理解するための補助資料として、視覚的に容易に業務を理解できるよう、「監督業務解説ビデオ」、「英語リスニング監督者用演習ビデオ」を更新し、参加大学専用の特設サイトに掲載しダウンロードして活用できるようにした。

		また、参加大学に対し、関係教職員への留意点の周知徹底、英語リスニングの監督者等予行演習及びマニュアル整備を依頼する文書を発出した。 ③ 共通テストにおける実務型研修の実施 大学関係者が共通テスト実施当日の業務をセンター側の立場で経験することを通じ、共通テストにおけるセンターが担う業務内容への理解を深め、今後の共通テストにおけるセンターと大学等が行う業務が一層円滑に進むことを目的として、大学等の職員を対象に、令和5年度共通テスト以降、実務型研修を実施した。 研修参加者は、本試験当日にセンターに設置する共通テスト実施本部事務局において、大学との連絡業務等の実務を担った。 ③ 大学入学者選抜に関する知見を広く大学等と共有する取組 大学の入学者選抜方法の改善に関する研究交流の一層の推進に資するため、全国大学入学者選抜研究連絡協議会大会を毎年主催し、共催大学とともに企画・運営を行っている。 また、大学入試に係る研究成果について社会に発信するため、毎年シンポジウムを開催している。 さらに、各大学での入試関連業務はより複雑化し高度に専門化しつつあるため、各大学の入試業務においてリーダー的役割を期待される教職員を対象に毎年「アドミッションリーダー研修」を実施している。
7 情報の公開 業務の公共性にかんがみ、法人の運営に関する業務や財務等の情報について、分かりやすく情報開示するとともに、毎年度、積極的な開示を行う。	B	7 情報の公開 以下の(1)～(6)のとおり計画的かつ積極的に公開した。 (1) 通則法で定められた情報の公開（資料編 p.22【資料19】参照） 以下の情報について、事務所に当該書類を備え置くとともに、センターのウェブサイトに掲載した。 ・ 役員の任命（通則法 第20条第4項） ・ 業務方法書（通則法 第28条第3項） ・ 中期計画（通則法 第30条第4項） ・ 年度計画（通則法 第31条第1項） ・ 中期目標に係る事業報告書（通則法 第38条第2項） ・ 財務諸表等（通則法 第38条第3項） ・ 役員給与規則・役員退職手当規則（通則法 第50条の2第2項） ・ 職員給与規則・職員退職手当規則（通則法 第50条の10第2項） (2) 通則法で定められた以外の情報の公開 以下の情報について、センターのウェブサイト等に掲載した。 ① 管理・運営関係 センターの沿革、組織、諸規則、業務実績に関する評価、調達等合理化計画、随意契約の状況、随意契約見直し計画、業務・システム最適化計画、業務内容別の職員数 ② 事業関係 ア 共通テストの運営等 共通テストの概要、出題教科・科目、受験案内、志願者数、実施結果、試験問題・正解等、リスニングテストで使用するICプレーヤーの操作方法、Q & A イ 共通テスト問題評価

問題評価・分析委員会報告書
 ウ 調査研究活動の内容
 教員紹介、主な研究課題、研究紀要、大学入試研究ジャーナル

(3) 広報資料による情報の公開

大学入試センター概要リーフレット（令和５年度までは「大学入試センター要覧」）を刊行し、各国公私立大学及び各教育関係団体等に配布するとともに、センターのウェブサイトでも閲覧できるようにした。

(4) 報道機関による情報の公開

共通テストに関する諸資料については、適宜、文部科学記者会へ資料提供又は記者会見を行うとともにセンターのウェブサイトで公表した。

(5) ウェブサイトにおける情報発信の改善

誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを目的として、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省）の内容も踏まえ、令和４年４月に「独立行政法人大学入試センターウェブアクセシビリティ方針」を策定した。この方針に基づき、日々のコンテンツ更新においては適切なレイアウトや表記を行うよう留意するとともに、ウェブサイト編集に用いるシステムについて、見出しやリストのレイアウトの新設・調整のための必要な改修を行うなど、取組を推進した。

令和６年１２月には、総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（２０２４年版）」に基づき、ウェブアクセシビリティに関する取組確認・評価を行い、結果をウェブサイトに公開した。今後定期的に試験を実施し、ウェブサイトのアクセシビリティについて改善を続けていく。

(6) SNS を活用した情報発信の推進

公式Ｘ（旧 Twitter。以下「Ｘ」という。）については、令和２年度から運用を開始し、センターの事業や共通テストの情報について日常的に広く情報発信を行っている。

なお、令和６年度には、令和７年度共通テストにおける新学習指導要領への対応に伴う変更点等について情報発信を行うため、令和６年６月に LINE 公式アカウントを開設し、既存のＸやウェブサイトでの情報発信と併せて定期的にメッセージの配信を行った。

中期計画	進捗状況	実績（進捗状況の判断理由）																	
Ⅸ その他	－	(1) 金融資産の保有状況 金融資産の名称と内容、規模、保有の必要性（事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性）<table><tr><th>年 度</th><th>金融資産の名称</th><th>金 額</th><th>必 要 性 等</th></tr><tr><td>令和３年度</td><td>現金及び預金</td><td>4,217,089 千円</td><td rowspan="4">共通テスト業務等に係る経費に充当。</td></tr><tr><td>令和４年度</td><td>現金及び預金</td><td>4,903,282 千円</td></tr><tr><td>令和５年度</td><td>現金及び預金</td><td>4,928,350 千円</td></tr><tr><td>令和６年度</td><td>現金及び預金</td><td>4,812,902 千円</td></tr></table> (2) 資産の売却や国庫納付等を行うものとなった金融資産の有無 該当なし。 (3) 資金運用の実績 安全かつ効率的な運用により、令和６年度には5,130千円の運用益を得た。 (4) 資金運用の基本的方針（具体的な投資行動の意志決定主体、運用に係る主務大臣・法人・運用委託先間の責任分担の考え方等）の有無とその内容 資金の適正な管理及び安全かつ効率的な運用を図ることを目的として、資金運用原則や運用方法等を定めた「資金運用方針」を制定している。 (5) 資産構成及び運用実績を評価するための基準の有無とその内容 大口定期預金による運用のみで行っていることから、資産構成及び運用実績を評価するための基準までは設けていない。 (6) 資金の運用体制の整備状況 「資金運用方針」により、資金計画に基づく安全運用を行った。 (7) 資金の運用に関する法人の責任の分析状況 資金の不足を生じることなく、安全かつ効率的な運用を行った。 (8) 貸付金・未収金等の債権と回収の実績 該当なし。 (9) 知的財産の保有の有無及びその保有の必要性の検討状況 ① 知的財産の保有の有無	年 度	金融資産の名称	金 額	必 要 性 等	令和３年度	現金及び預金	4,217,089 千円	共通テスト業務等に係る経費に充当。	令和４年度	現金及び預金	4,903,282 千円	令和５年度	現金及び預金	4,928,350 千円	令和６年度	現金及び預金	4,812,902 千円
年 度	金融資産の名称	金 額	必 要 性 等																
令和３年度	現金及び預金	4,217,089 千円	共通テスト業務等に係る経費に充当。																
令和４年度	現金及び預金	4,903,282 千円																	
令和５年度	現金及び預金	4,928,350 千円																	
令和６年度	現金及び預金	4,812,902 千円																	

特許権 2 件。

ア 発明の名称：リスニングテストに用いられる文書情報再生システム及び該文書情報再生システムに用いられる問題用紙

イ 発明の名称：試験問題閲覧システム

② 保有の必要性

保有の必要性については、出願前にセンターに設置した発明委員会において検討している。この 2 件については、本発明の特許権を他の企業等が取得することにより、センターでの利用に支障が生じることを防ぐため保有する必要があると判断したものであり、今後は、情報技術の進展等を踏まえながら、適宜、保有の必要性について検討する。

(10) 知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況

令和 4 年度まで保有していた採点補助システムの特許権について、当該システムを使用する予定が無いことから消滅させた。

(11) 出願に関する方針の有無

発明等に係る知的財産権の取扱いに関する基本的事項を定め、調査研究の成果の社会的活用を図ることを目的として、「独立行政法人大学入試センター発明等に係る知的財産権取扱規則」（令和 4 年 3 月規則第 25 号。以下「知的財産権取扱規則」という。）を制定している。

(12) 出願の是非を審査する体制整備状況

知的財産権取扱規則に基づき、職員等が行った職務発明等の審査等を行うため発明委員会を設置している。

(13) 活用に関する方針・目標の有無

現在、保有している特許権は、本発明の特許権を他の企業等が取得し、センターでの利用に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであるため、活用に関する方針・目標については、未整備である。

(14) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備状況

前述の発明委員会において、センターが承継した発明等の管理及び処分の審査を行う。

(15) 実施許諾に至っていない知的財産について

現在、保有している特許権は、本発明の特許権を他の企業等が取得し、センターでの利用に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであり、実施許諾による自己収入増を考慮したものではない。

(16) 中期目標期間を超える債務負担とその理由

該当なし。